

# 平成24年9月 川棚町議会定例会会議録 (第3日目)

平成24年9月13日木曜日 (午前10時開会)

## 出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	大 川 豊 文

## 議事日程

- 日程第1 報告第3号 平成23年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び  
資金不足比率について
- 日程第2 認定第1号 平成23年度川棚町一般会計決算認定について
- 日程第3 認定第2号 平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定  
について
- 日程第4 認定第3号 平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定に  
ついて
- 日程第5 認定第4号 平成23年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定につ  
いて
- 日程第6 認定第5号 平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定に  
ついて
- 日程第7 認定第6号 平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定につ  
いて
- 日程第8 議案第41号 平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算  
認定について

議 長 おはようございます。

議 長 これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、報告第3号「平成23年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。報告を求めます。

町 長 報告第3号「平成23年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告を致します。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、この度、その審査意見の提出がありましたので、その意見と合わせ議会に報告するものであります。別紙に、それぞれの比率を表にして記載しておりますが、健全化判断比率及び資金不足比率とも、国が示した早期健全化基準及び経営健全化基準内の値となっております。なお、この報告が済み次第、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき公表することと致しております。詳細につきましては、企画財政課長から説明致しますので、よろしくお願い致します。

企画財政課長 それでは、報告第3号の中身について説明を加えていきたいと思っております。開けていただいて別紙となっておりますものをお目通しをいただきたいと思っております。

まず1の健全化判断比率、法第3条関係でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも黒字で、実質収支が黒字であったため横棒での表示となっておりますところでございます。続きまして、今のは健全化判断比率でございます。続きまして、実質公債費率につきましては、15.9%、その下に掲げております早期健全化基準の25%を下回っているものでございます。将来負担比率につきましては、72.2%で、これも早期健全化基準の350%を下回っているものでございます。

続きまして、下の2、資金不足比率につきましては、公営企業毎の経営健全化判断を行う指標でございます。資金不足比率につきましては、それぞれ左に掲げております水道事業会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計とも資金不足が生じていないため、横棒の表示となっておりますところでございます。なお、経営健全化基準の範囲内となっているところでございます。

続きまして、次に横長の表が付いておろうかと思えます。財政健全化法等における財政健全化指標等の経過と致しまして、過去からの決算年度に基づいての記載をしておるところでございます。ここで、数字が上がっております実質公債費率、将来負担比率についての動きを説明したいと思えますが、ここ3年ほど実質公債費率、将来負担比率、好転しております。これは、主には公債費残高の減少、公債費償還額の減少によるものと分析をしておるところでございます。

**企画財政課長** 続きまして、健全化判断比率等の公表についてでございますが、これにつきましては、目的等を謳っております、川棚町の財政状況についてという真ん中から下のところに触れております。先程、説明をした内容等について記載をしておるところでございます。先程も触れましたが、川棚町の財政状況についての真ん中、4行目ですね、「実質公債費率は平成21年度から平成23年度まで3カ年平均の数値ですが、これを各年度の単年度の数字で見ると」ということで説明を加えておるところでございます、それぞれ浮き沈みがありますが、3カ年平均にとりますと、若干、下がり気味となっております。

④の将来負担比率についても、記載をしておるところでございます、次のページからは計算式等を掲げておりますので、後ほどお目通しをいただければと思っております。

報告内容につきましては、以上のとおりでございます、この比率等については公表すると先程も町長の説明でもありましたが、この利用に基づき、ホームページに掲載するなど、公表したいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**議 長** これから質疑を行います。

**1 2 番 田 口** 説明資料の、後ほどお目通しをと言われたところの、この将来負担比率というところ、72.2%の説明についてお聞きしますが、将来負担額というものがありますけれども、この枠の中に書いてある一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債というところの意味を説明をしていただければと思えます。要するに、現在残っている、今現在残っている負債なのか、あるいは将来借り入れる見込みのものも入れての将来負担すべき負債なのかという、そのところがちょっと分かりづらいなと思いましたので、その説明をお願いし

ます。

**企画財政課長** 将来負担額につきましては、将来借り入れるものは除いております。現在の負担額から、ここに公表についての次のページ、2ページでございます。健全化判断比率がありまして、その説明資料の④、一番下になりますが、将来負担比率を掲げております。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合となっております、将来負担額から充当可能基金額、これは財政調整基金と減債基金と、いろいろ基金があるわけですが、その基金と充当可能特定歳入額と、これは住宅の使用料等も含まれまして、交付税措置見込み額と、これは交付税が公債費に措置されます交付税が見込まれますので、その額を含んで引くわけですので、将来、償還すべき金額から、このような理論上の数字を導き出しまして、今後、いくら払うべきかという金額をつかみ、標準財政規模から交付税措置額を引いた残りの金額で割って、今年の標準財政規模等の規模で、どの程度、何年ほどかかるかという率を示したものが将来負担比率となっておりますのでございます。以上でございます。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め報告済とします。

**議 長** 次に、日程第2、認定第1号「平成23年度川棚町一般会計決算認定について」から、日程第8、議案第41号「平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを、会議規則第37条の規定により、一括議題と致します。提案理由の説明を求めます。

**町 長** 認定第1号「平成23年度川棚町一般会計決算認定について」から、認定第6号「平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」及び議案第41号「平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを、一括上程いただきましたので、合わせて説明を致します。

まず、認定第1号「平成23年度川棚町一般会計決算認定について」から、認定第6号「平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」まででございますが、これらの決算につきましては、会計管理者から決算の提出を

受け、去る8月6日、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。この度、8月30日に監査委員から当該決算にかかる審査意見書が提出されましたので、同条第3項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、決算書及び各附属書類は法令の定めに従って調整されているとされてありまして、総括として「審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の係数は、原簿、関係諸帳簿、証憑書類、預金通帳、預金残高証明書、その他と照合、審査した結果、正確かつ適正であることを認める。また予算の執行、財務に関する事務処理及び財産の管理についても、おおむね適正に処理され、各種事業はおおむね初期の成果を収められていると認める」との意見をいただいたところであります。

続きまして、議案第41号「平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」をご説明致します。

平成23年度川棚町水道事業会計決算の提出を受けまして、去る5月22日、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。この度、8月2日に監査委員からの当該決算にかかる審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。監査委員の審査結果につきましては、「決算について作成すべき書類及びその様式は、法令の定めを全て充足している」としてありまして、決算審査意見として、「審査に付された決算報告書他、決算諸表及び関係諸帳簿類は、いずれも正確に記載され、水道事業の財政状況及び経営成績を適正に表示していると認める」との意見をいただいたところであります。

また、平成23年度決算から地方公営企業法の一部改正に伴い、利益の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないことから、同法第32条第2項の規定により、剰余金の処分について議会の議決をお願いするものであります。その他、詳細につきましては、会計管理者ならびに担当課長から説明致しますので、ご審議の上認定くださいますよう、よろしくお願い致します。以上でございます。

**会計管理者** それでは、認定第1号「平成23年度川棚町一般会計決算認定について」提案要旨の説明を致します。

決算につきましては、地方自治法第233条の定めにより、「次の通常予算を審議する議会までに、議会の認定に付する手続きをとらなければならない」と規定をされております。先程、町長が申しましたように、去る8月30日に監査委員から決算審査の意見書が提出されましたので、平成23年度決算についての認定をお願いするものであります。議会の決算認定は、決算の確認行為でありまして、議会において認定いただきますと、決算が確定することとなります。それでは決算書の131ページをお開き下さい。

ここには実質収支に関する調書を記載致しております。歳入総額が64億8,576万3,721円、歳出総額62億5,790万9,332円、歳入歳出差引2億2,785万4,389円、翌年度へ繰り越すべき財源は、二つ目の繰越明許費繰越額のみでございまして、410万500円、実質収支は3から4を差し引きました2億2,375万3,889円の黒字となっております。それでは2ページの方をお開きいただきたいと思います。2ページから9ページにかけて、総括的な部分の説明を行います。2ページから5ページまでが歳入になります。数字につきましては、款毎に収入済額、つまり決算額を読み上げたいと思います。

**議 長** 会計管理者、長くなるようであれば着席して説明されて結構です。

**会計管理者** ありがとうございます。失礼します。

その他の部分につきましては、お目通しをいただきたいと思います。また、詳細につきましては、成果報告書に記載をしてありますし、この後、担当課長の方からも説明がありますので、簡略した説明とさせていただきたいと思います。まず歳入の部。

1款、町税でございまして、収入済額12億5,957万8,313円で、前年度比1.9%、2,360万6千円の増となっております。法人町民税が前年度比53.4%、3,369万6千円増加を致しておりますが、個人町民税、固定資産税につきましては減収となっております。また、町民税、固定資産税、軽自動車税を合わせました100件、555万3,099円の不納欠損処分を行っております。成果報告書につきましては、10ページから16ページにかけて記載を致しております。

2款でございまして、地方譲与税5,641万4,068円でございまして、前年度比2.8%、162万8千円の減となっております。これは地方揮発油譲



与税と、自動車重量譲与税が交付されております。成果報告書は16ページ。以下、16ページに記載を致しております。

3款、利子割交付金でございます。312万2千円で、前年度比29.7%、131万8千円の減となっております。

4款、配当割交付金181万7千円、前年度比18.4%、28万2千円の増となっております。

5款、株式等譲渡所得割交付金32万1千円で、前年度比35.8%、17万9千円の減となっております。

6款、地方消費税交付金1億2,417万8千円で、前年度比1.8%、226万2千円の減となっております。以下、ここから成果報告書は17ページに記載を致しております。

7款、自動車取得税交付金823万1千円、前年度比15.1%、146万3千円の減となっております。

8款、地方特例交付金1,627万8千円、前年度比23%、487万5千円の減となっております。

9款、地方交付税、これは本町の歳入の中で、もっとも大きな割合を占めており、歳入総額の33.1%でございます。収入済額が21億4,491万2千円、前年度比6.9%、1億3,875万8千円の増となっております。

10款、交通安全対策特別交付金247万8千円、前年度比4.0%の10万4千円の減となっております。以下、成果報告書は18ページに記載致しております。

11款、分担金及び負担金8,163万6,857円でございます。前年度比13%、1,221万7千円の減となっております。ここの主なものは、保育所利用者の負担金、それと老人ホーム入所徴収金等でございます。収入未済の大部分は保育料でございます。また、保育料におきまして、5件の50万7,140円の欠損処分を行っております。

12款、使用料及び手数料1億2,793万7,892円、前年度比15.2%、1,683万8千円の増となっております。収入の主なものでございますが、住宅使用料それと光ブロードバンド基盤使用料等でございます。収入未済額は住宅使用料でございます。

13款、国庫支出金5億7,800万8,667円、前年度比49.9%、5

億7,548万9千円の減となっております。この減の主な要因及び収入未済につきましても、成果報告書の18ページから19ページにかけて記載致しておりますので、説明は省略をしたいと思います。

14款、県支出金4億5,648万3,901円、前年度比7.2%、3,548万円の減となっております。これにつきましても19ページに記載を致しております。次のページをお開き下さい。

15款、財産収入でございます。1,278万9,873円、前年度比84%、6,738万1千円の減となっております。この減の主な要因でございますが、金利の低下による基金利息収入の減や、前年ありました土地売り払い収入の減によるものでございます。

16款、寄附金505万3,300円でございます。前年度比1.8%、9万5千円の減となっております。

17款、繰入金7億9,814万6,655円でございます。前年度比、大幅に11,000%程度増えております。7億9,133万3千円の増となっております。この増の要因でございますが、基金繰入金で役場庁舎建設基金の財源として、ふるさと創生基金から7億円、それと保健福祉組合のひさご荘建設負担金の財源として、地域福祉基金から9千万円を繰り入れたことによるものでございます。

18款、繰越金1億3,201万8,711円、前年度比37.3%、7,845万7千円の減となっております。成果報告書は20ページに記載を致しております。以下、同じでございます。

19款、諸支出金2億9,936万7,484円で、前年度比173.1%、1億8,999万7千円の増となっております。この増の要因でございますが、大崎公園多目的交流広場整備事業に伴う財源の産炭地域活性化基金助成事業助成金と、スポーツ振興くじ助成金の合わせまして1億9,200万円があったことによるものでございます。

20款、町債でございます。3億7,699万1千円で、前年度比40.8%、2億5,952万9千円の減となっております。この主な要因でございますが、臨時財政対策債の減と、前年度に地域再生事業、大崎温泉開発事業債の借換債があったことによるものでございます。

以上、歳入合計予算現額65億2,735万2千円に対しまして、調定額6

6億4,428万1,067円、収入済額64億8,576万3,721円、不納欠損額606万239円、収入未済額1億5,245万7,107円、予算現額と収入済額との比較でございます。4,158万8,279円の減でございます。収入済額から見ました前年度比は、1.9%、1億2,033万7千円の増でありました。続きまして歳出に移ります。

1款、議会費でございます。1億1,467万1,187円、前年度比33.8%、2,893万8千円の増でございます。主なものは議員の報酬、職員の人件費、事務経費等でございます。成果報告書は21ページに記載を致しております。

2款、総務費13億3,755万9,930円、前年度比23.6%、2,557万7,200円の増でございます。増の主な要因としましては、前年度決算で地域情報通信基盤整備推進交付金事業、光ファイバーケーブルの整備事業があり、比較減となっておりますが、役場庁舎建設基金の積立を行ったことによりまして、差引増となっております。

1項の総務管理費は、特別職職員の人件費を初め、総務、企画財政、会計課が所管する事業に要しました経費でございます。

2項の徴税费につきましては税務課、3項、戸籍住民基本台帳費は住民福祉課、4項、選挙費は選挙管理委員会、5項、統計調査費は総務課、6項、監査委員費は監査事務局が、それぞれ各担当が所属する事業に要した経費でございます。成果報告書は22から27ページに記載を致しております。

3款、民生費17億6,037万8,042円、前年度比0.8%、1,471万7千円の増でございます。ここは主に住民福祉課の所管する事業に要した経費でございまして、1項、社会福祉費は乳幼児、障害者、高齢者等の事業が混在を致しております。また、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険事業特別会計への事業費等の繰り出しを行っております。

2項、児童福祉費は子育て支援に要した事業費でございまして、3項、災害救助費は東日本大震災にかかる支援経費を支出致しております。成果報告書は28から38ページに記載を致しております。

4款、衛生費5億3,596万4,579円、前年度比0.6%、305万3千円の増でありました。

1項の保健衛生費は母子保健、予防接種、生活習慣病予防対策としての検診

等の事業に要した経費でございまして、健康推進課が所管でございます。あと火葬場施設の分担金等の住民福祉課所管分も含んでおります。

2項、清掃費、3項、公害対策費は住民福祉課所管で、ごみ処理、し尿処理、公害対策のための諸事業に要した経費でございます。成果報告書は39から46ページにかけ記載を致しております。

5項、労働費でございます。4,585万219円、前年度比16.8%、660万8千円の増でございまして、教育委員会が所管する勤労青少年ホームの管理委託費等に要した経費の他、産業振興課所管で、国のふるさと雇用再生特別基金及び緊急雇用創出臨時特例基金を活用しました乳幼児預かりサービス事業、高齢者の生活支援活動を行う人材育成事業等、雇用の機会を創出する事業に要した経費でございます。成果報告書47ページに記載を致しております。

6款、農林水産業費1億9,680万3,654円、前年度比27.1%、7,300万円の減でございます。産業振興課が所管でございまして、1項の農業費は農畜産業生産力の向上のための諸施策、有害鳥獣対策、中山間地域の農用地保全対策等の事業に要した経費でございます。

2項の林業費は、森林整備地域支援事業や林道維持管理等に要した経費であり、3項の水産業費は水産業振興事業、惣津漁港の整備事業等に要した経費でございます。翌年度繰越額の960万円は、強い農業づくり支援交付金事業、アスパラガスの結束機の繰越明許費でございます。成果報告書48ページから57ページにかけて記載を致しております。

7款、商工費3億4,697万5,376円、前年度比49.6%、1億1,510万8千円の増でございます。増の主な要因は、多目的交流広場整備事業等によるものでございます。ここは産業振興課が所管する事業で、商工業振興のための施策、それと大崎公園、大崎温泉、国民宿舎等の維持管理に要した経費でございます。今年度も将来の観光施設整備のため、新たに基金を2千万円積み立てております。翌年度繰越額の122万8,500円は、川棚町観光物産情報パンフレット等作成事業の繰越明許費でございます。成果報告書は58から61ページにかけ記載を致しております。

8款、土木費4億9,468万1,522円、前年度比14.1%、8,090万7千円の減となっております。

1項、土木管理費から6項、住宅費までのうち、3項の河川海岸費の中にあ

るダム対策費はダム対策室の所管でございますが、これを除きますと全て建設課が所管する事業に要した経費でございます。町道中小串線改良事業を初め、前年度からの繰越事業分3,631万円の支出、それと下水道事業への繰り出し、道路港湾、住宅等の維持管理補修に要した経費でございます。翌年度繰越額の1,489万2千円は、社会資本整備総合交付金事業、町道東臨港線の繰越明許費でございます。成果報告書は62ページから71ページにかけ記載を致しております。

9款、消防費2億2,012万3,440円、前年度比8.6%、1,733万8千円の増でございます。総務課が所管ございまして、広域消防の事務委託費の他、消防団員の報酬、それと第5分団消防ポンプ車の更新、防災行政無線の維持管理等に要した経費でございます。成果報告書は72ページに記載を致しております。

10款、教育費4億2,096万1,846円、前年度比24.9%、1億3,951万4千円の減でありました。減の主な要因でございますが、前年度決算で川棚、石木小学校の体育館、それと勤労体育センターの耐震補強工事があったことによるものでございます。

1項、教育総務費から、7項、学校給食共同調理場費まで教育委員会が所管する事業に要した経費でございます。三小学校、中学校の維持管理、社会教育推進のための費用、学校給食の管理費などがございます。翌年度繰越額3,150万円は、公立学校施設整備事業、小串小学校体育館のサッシ等改修工事の繰越明許費でございます。成果報告書は73から79ページにかけ記載を致しております。

11款の災害復旧費でございます。1,224万4,802円、前年度比70%、504万1千円の増でございます。農地農業施設、林業施設において、豪雨により災害が発生し復旧事業を行ったものでございます。成果報告書は80、81ページでございます。

12款の公債費7億7,169万4,735円、前年度比14.3%、1億2,865万6千円の減でございます。これは前年度に借換分の1億2,500万円があったことによるものでございます。また、年度末に一時的な資金不足となりましたので、一時借入を行っております。それと、現在の起債の種別、年度中の増減、借入残高等につきましては、成果報告書の89ページに記載を

致しております。

13 款の諸支出金、それと 14 款、予備費については支出はあっておりません。

以上、予算現額 65 億 2,735 万 2 千円、支出済額 62 億 5,790 万 9,332 円、翌年度繰越額 5,722 万 500 円、不用額 2 億 1,222 万 2,168 円、予算現額と支出済額との比較 2 億 6,944 万 2,668 円でございます。支出済額で見ます対前年度比は 0.4%、2,450 万 1,461 円の増となっております。歳入歳出差引残額は 2 億 2,785 万 4,389 円でございます。それと決算書の 134 ページをお開けいただければと思います。

財産に関する調書を 139 ページにかけて、年度中のそれぞれの項目の、年度中の増減を記載を致しております。

以上で、説明を終わります。ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしくお願いを致します。

引き続きまして、会計課で所管を致します会計管理費についてご説明を致します。決算書の 48、49 ページをお開けいただきたいと思ひます。

成果報告書には特段会計管理費については記載を致しておりませんが、決算額 47 万 5,511 円でございます。全て事務的経費でございます。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

**議 長** 引き続き、各課長の説明を求めますが、課長にはお願いしておきます。説明が長くなるようであれば着席して説明されて結構であります。ただ、着席される場合は、着席する旨をお伝えいただきたいと思ひます。

それでは、議会事務局長。

**議会事務局長** それでは、議会費及び監査委員費について説明致します。

まず議会費の決算については、決算書は 44、45 ページ。成果報告書は 21 ページであります。

平成 23 年度の議会費の支出済額は 1 億 1,467 万 1,187 円となっております。備考欄 1 の議会費については、9,973 万 7,787 円の支出済額となっておりますが、その主なものは議員 16 名に対する支出で、1 節の報酬が 4,535 万 9,590 円、3 節、職員手当等においては主なものは期末手当であります。4 節、共済費は議員共済会負担金等として 3,965 万 4,400 円を支出しております。なお、

平成23年度中に開催された議会や委員会の状況等については、成果報告書の21ページに記載のとおりであります。

次に、備考欄2の事務局費につきましては、1,493万3,400円の支出済額となっております。その主なものは、事務局職員2名分の人件費であります。

次に、監査委員費ですが、決算書は62、63ページ、成果報告書は27ページです。

監査委員費では、法令等に基づき毎月の例月出納検査、各会計の決算審査、定期監査を実施しており、その結果については、それぞれ町長及び議長に報告をしたとおりであります。平成23年度中に実施した監査の回数及び日数等については、成果報告書の27ページに記載のとおりであります。支出済額は123万4,800円となっております、6万3,200円の不用額を生じております。歳出の主なものは2名の監査委員に対する報酬103万3,200円が主なものであります。

以上で、説明を終わります。

議 長 ここでしばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、総務課長。

総務課長 それでは、総務費関係について説明をさせていただきます。決算書44、45ページでございます。

備考にあります一般管理費2億7,869万7,275円、これは職員人件費、それから自治会活動の補助が主なものでございます。

庁舎管理費2,625万923円、これは庁舎の水道光熱費それから電話交換機の更新工事、電源設備改修工事等でございます。成果報告書は22、23ページにありまして、工事の内容について23ページの方に掲載を致しております。

備考欄、庁舎第二別館管理費246万3,797円、これは第二別館の水道

光熱費等でございます。決算書46、47ページでございます。

2目、文書広報費、備考の文書広報費でございます。354万4,246円、これは広報かわたなが主なものでございます。成果報告書24ページに記載しております。次に、決算書50、51ページをお願い致します。

7目の電算管理費でございます。備考欄、一般管理費3,462万7,955円、これにつきましては機器の補修、ソフトの保守等の補修委託費等が主なものでございます。それと、パソコン等の機器のリース料そういったものでございます。

電算開発費の5,589万5,306円でございますが、これはシステムのデータの移行費、それからASPサービス料、そういったものが主なものでございます。

情報処理費の1,705万2,253円、これにつきましてはサーバーの移設、それからホームページの保守、そういったもの、それからネットワークのリース料、そういったものが主なものでございます。成果報告書は24ページの方に記載を致しております。次に、52、53ページ。

8目、諸費でございます。一般諸費の423万515円、これについては報奨等があるのみで、あとは企画の方でございますので省略をさせていただきます。

9目の交通安全対策費でございます。259万3,402円、これにつきましては交通指導員の報酬、それから交通指導員の設置負担金、川棚地区の交通安全協会の負担金、それらが主なものでございます。次に58、59ページをお願い致します。

4項の選挙費でございます。2項、選挙管理委員会費472万1,402円、これは職員給与が主なものでございます。それ以降、2目の長崎県議会議員一般選挙から次のページの4目、川棚町農業委員会委員一般選挙費まで、それぞれの選挙にかかる費用でございます。62、63ページをお願い致します。

5項、統計調査費、1目、統計調査総務費、これは統計調査にかかる消耗品等でございます。

2目の統計調査費につきましては、備考にありますように、それぞれの統計調査に要った費用でございます。成果報告書は27ページの方に記載を致しております。104、105ページをお願い致します。



9 款、消防費、1 項、消防費、1 目、常備消防費でございます。備考の常備消防費 1 億 6,342 万 8 千円、これは佐世保広域消防に委託している委託費、それから県防災航空隊の人件費分でございます。成果報告書の 72 ページでございます。

2 目の非常備消防費でございます。3,530 万 5,784 円、これにつきましては、消防委員、それから団員の報酬、それから消防団員の出動手当、消防団の公務災害の負担金、それらが主なものでございます。次のページをお願い致します。106、107 ページでございます。

3 目、消防施設費、備考の施設管理費 1,906 万 7,563 円でございます。これは 5 分団の消防ポンプ車購入 1,400 万円、これが主なものです。その下の施設維持補修費 44 万 2,679 円、これは防災無線の修繕料が主なものです。施設改良費 176 万 6,200 円、これは地区の防火水槽の補修等の設置補助分でございます。

4 目の水防費でございます。水防費 4 万 2,378 円、これは需用費で光熱費とか土嚢、ブルーシートの購入費でございます。次のページ、108、109 ページ。

5 目、災害対策費でございます。災害対策費 7 万 836 円、これにつきましては、防災会議の時の報酬、報奨が主なものでございます。122、123 ページをお願い致します。

10 款、教育費でございますが、本年 4 月 1 日に組織の変更をしております、国体の関係費が総務費となりましたので、23 年度決算でございますけれども、私の方から説明をさせていただきます。

10 款 6 項 6 目、長崎国体事業費でございます。備考のところで国体事業費 44 万 9,929 円、成果報告書は 77 ページでございます。この主なものは、国体ホッケー開催地等の先進地視察が主なものでございます。

以上、私の方からの説明とさせていただきます。

**議 長** 次に、企画財政課長。

**企画財政課長** 企画財政課所管関係の説明をさせていただきますが、まず全体的なものに触れていきたいと思っております。成果報告書 1 ページでございます。決算書は総額の方でございますが、総括と致しまして決算の概要ということで、この成果報告書 1 ページ、7 行目のところに掲げております。

本町の平成23年度決算の特徴としては、産炭地域活性化基金助成事業助成金、スポーツ振興くじ助成金、国体競技施設整備事業費補助金の活用により、川棚大崎半島多目的交流広場整備事業を進めたこと、また役場庁舎建設基金条例の制定に伴い積立を行ったことにより、歳入歳出とも昨年度と同じく60億円を超える決算となったということで、昨年も63億円ほどの決算となっておりまして、今年度も引き続き64億8,576万3千円の規模となっておるところでございます。この点につきましては、決算収支の状況と致しまして、ここでは千円単位で表示しておりますが、歳入総額、歳出総額から差し引いた2億2,785万4千円の歳入歳出差引額がありまして、翌年度に繰り越すべき財源として410万1千円ほどありまして、実質収支が2億2,375万3千円という分析結果となっております。前年度からの分を差し引きますと、単年度収支で1億2,301万4千円という結果となっておるところでございます。

また、これに財政調整基金積立金53万1千円を加えまして、実質単年度収支として1億2,354万5千円となっているところでございます。

その下の繰越明許により4事業総額5,722万1千円を24年度へ繰り越したということでしておりますが、これは予算的な繰越額となっておるところでございます。これにつきましては、決算書総額のところでも会計課長が触れたものでございます。

続きまして、財政指標の状況としましては、標準財政規模等の前年度との比較に引き続き、財政力指数、経常収支比率等を比較しておるところでございます。先程触れました、報告致しました実質公債費比率等についても、ここで記載をしておるところでございます。その説明等については、表の次に個別に掲げておるところでございます。3ページ、右側になります。

特別会計を含めた決算状況ということで、記載をしておるところでございます。成果報告書4ページ。

歳入は、過去3年間の収入状況ということで、触れております。款別の説明等については、10ページから記載しておるところでございます。

ここで大きくは構成比としまして、町税が19.4%、地方交付税が33.1%、繰入金が12.3%というような状況となっております。

地方交付税については、前年度比1億3,875万8千円、これは後ほども触れたいと思いますが、ここ何年か上昇してきている状況ではあります。

繰入金の大きなものにつきましては、ふるさと創生基金の繰り入れが主なものとして数字が反映しておるところでございます。続きまして6ページ。

歳出、性質別決算状況につきましては、ここに掲げておりまして、その説明につきましては、次の8ページ以降に掲げておるところでございます。

歳入につきましては、先程触れました10ページ以降の2款からの分は、16ページ以降に記載をしておるところでございます。町税の次の2款から3款というふうに記載をしておるところでございます。それでは決算書で申し上げますが、重複するところもあろうかと思いますが、よろしく申し上げます。

22年度から23年度に繰り越しました金額につきましては、歳入の42ページ、43ページ。

歳入合計のところにあります1億6,535万2千円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額ということで、予算的に繰り越した金額が、ここに掲げておるところでございます。全体的に備考の欄に繰越というかたちで歳入の額が上がってきているというかたちになっております。歳出につきましては128ページ、129ページに同じ額の1億6,535万2千円の前年度からの繰越額が記載されておるところでございます。次年度への繰越につきましては、先程会計課長が触れたとおりでございます。続きまして、個別の説明になりますが、ごく主なものとして説明をさせていただきます。関係しますのは、2款からの分になりますが、ここは14ページ、15ページですね。先程、申し上げました成果報告書4ページに3年間の収入状況の表があり、個別にも記載をしておりますので、よろしく申し上げます。個別の主なものとして18ページ、19ページに飛びます。

11款、分担金及び負担金の中の1項4目、総務費負担金で、光ブロードバンド基盤整備工事負担金は、額は小そうございますが、引き込み線の撤去工事等の負担金でございます。

12款、使用料及び手数料の1項、使用料、1目、総務使用料、ここで川棚駅前駐車場使用料の346万9,320円、これが駐車場の使用料で、その次にあります光ブロードバンド基盤使用料は1,945万3,245円となっております。1,769件分、これは成果報告書にも掲げておりますが、契約数1,769件分の使用料となっております。続きまして32ページ、33ページ。

基金利子につきましては、ここに掲げている状況でございます。

その上に土地貸付収入としまして、町有地の貸付等に伴いまして180万5,360円という収入を掲げておるところでございます。続きまして34、35ページに飛びます。

15款2項1目、不動産売払収入、土地売払収入は185万800円となっております。白石郷、百津郷等の土地売り払いでございます。次のページになります。

17款2項、基金繰入金につきましては、先程、会計課長も触れましたここに掲げておる金額となっております。続きまして36、37ページに飛びます。

繰越金についても、先程、会計課長が触れたとおりでございます。歳出の方に移らせてもらいます。

雑入の38、39ページの主なものに触れておきたいと思っております。

5の雑入について、8になります。新市町村振興宝くじ分配金はオータムジャンボという宝くじがありました。その分に関する配分金でございます。次のページ。

38、国際交流支援事業助成金107万3千円の受け入れ、ならびに47、宝くじ基金市町交付金、サマージャンボにかかる分の受け入れでございます。

20款、町債につきましては会計課長からも報告がありましたが、成果報告書82ページに掲げておるとおりでございます。

歳出の主なもののみ触れていきたいと思っております。50、51ページ。

2款1項6目、企画費でございます。ここでは22年度から23年度に繰り越しました451万5千円の繰越となっております。続きまして、第5次川棚町総合計画の冊子印刷が事故繰越対応となったものにつきましての決算でございます。それに加えて、ここで主なものとしましては、公共交通体系検討業務のアンケート実施の委託料、国際交流事業の委託料等が含まれておるところでございます。

7目、電算管理費の光ブロードバンド基盤整備事業費3,926万9,735円の決算額でございますが、先程収入で触れましたものを差し引きますと、1,980万円ほど、一般財源のつぎ込みとなっております。主なものとしましては54、55ページになります。

財政調整基金、地域振興基金等の基金の積立状況等をここに掲げておるとこ

ろでございます。決算書の126、127ページに飛びます。

12款、公債費、ここも数字的にはここに掲げておりまして、成果報告書の方にも状況を記載しておるところでございます。

14款、予備費につきましては、充用を2件行っておりまして、備考欄に掲げておるところでございます。

2款2項2目23節へ充用ということで、町税の還付金等の分と、11款1項1目13節は、農地農業施設災害復旧費への充用となっており、緊急的に対応したものでございます。

先日、お配りをさせていただきました資料に基づいて、若干、その内容に触れたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

昨日の配布されました議事日程と同時に配布させていただいた歳入決算の状況という冊子と、平成23年度決算状況という冊子でございますが、まず歳入決算の状況でございます。これは決算統計の数字をまとめたものでございまして、町税は若干の持ち直しという状況になっておるところでございます。

20年度から減少気味でしたが、23年度では若干の持ち直しということでございます。地方交付税、真ん中の方にありますが、21、22、23と若干の上昇傾向となっておるところでございます。続きまして、国庫支出金という欄がありますが、ここでは22年度の11億5千万円という大きい数字から5億7,741万4千円となっておりますが、これは22年度限りの事業があり、その影響となっておるところでございます。

繰入金、下の方にもありますが、ここでも先程から触れております基金の繰り入れが大きくなったため、数字も大きくなっておるところでございます。合計欄の下から二段目、21年度が57億円の規模でありましたが、22年度、23年度、60億円を超える数字となっておるところでございます。

続きまして2ページは、経常一般財源と経常経費充当一般財源等の年次推移表としております。これにつきましては、後ほどグラフの方で若干、触れたいと思いますので、先に進ませさせていただきます。

目的別決算の状況につきましては、総務費の動向が大きい訳ですが、光ファイバーの分と繰入金が大きくなり、その積立が大きくなっておりますが、その分の影響額は22年度との相対比で2億5千万円ほどの増加となっておるところでございます。これにつきましても歳入合計が先程と同等の数字となってお

り、60億円を超える状況となっております。

性質別決算の状況になりますが、ここでの主なものとしましては、扶助費の若干の増加という傾向が見てとれるところでございます。公債費については減少気味というところでございます。積立金につきましては、先程も触れましたように前年度比が大きくなっておるところでございます。

投資的経費につきましても、前年度に比べ大きく減少しておりますが、補助事業の分が光ブロードバンドの影響の数字の動向となっておりますところでございます。

波佐見町、東彼杵町については、お目通しをいただければと思います。7ページになりますが、これにつきましては、下の棒グラフで数字を掲げております。この数字が大きくなりますと、財政の流動性、余裕性があるというかたちでございますが、12年度、13年度状況から比べますと、まだまだというところでございます。

経常収支比率の動向でございますが、19年度が一番高くなっておりまして、それから徐々に低くはなっておりますが、まだまだ高い傾向と言えるところでございます。

積立金、地方債残高等の推移でございますが、一番上には地方債残高としまして、16年度にピークがあり、それから下がってきている状況が見てとれます。しかし、まだまだという感じのところもあろうかと思えます。

積立金残高につきましても、15年度ピークで下がってきておりましたが、21年度から若干の持ち直しという傾向となっておりますところでございます。

借入につきましても、ここ何年か抑えてきておる状況が見てとれるところでございます。歳出、公債費元金の償還額も落ち着いてきているというところでございます。

続きまして10ページにつきましては、ただいま説明しました地方債残高、積立金残高の状況に比較しまして、投資的経費の額の動向ならびに積立金と地方債の異動についてグラフ化したものでございます。

その次のページは、経常収支比率につきまして、郡内平均と類似団体の比較というかたちでしております。19年度はかなり高かったわけですが、その後下がってきておりますが、先程も申しましたように高い傾向とはなっておりますところでございます。

12、13ページにつきましては、財政調整基金、減債基金の推移、地方債残高の推移としまして、東彼三町の状況をグラフ化したものでございます。財政調整基金の実線が川棚町でありまして、積立をここ3年ほどしてきておる状況でございます。ここでは積立をしておりますが、まだまだ他の基金、今後の状況によっては厳しいところもあろうかと思っております。地方債残高も若干、下がってきているという状況でございます。

平成23年度決算状況につきましては、本町と波佐見、東彼杵の状況を、これまでも決算カードとしてお配りをしたものでございます。お目通しをいただければと思っております。

以上、かけ足の説明でございますが、ご審議の上ご認定いただきますようお願い致します。

**議 長** 次に、税務課長。

**税 務 課 長** 税務課所管の決算につきまして、ご説明をさせていただきます。

歳入に関する事項からご説明致しますので、決算書は12、13ページ、成果報告書につきましては10、11ページをお開き下さい。

多少、会計管理者との重複がありますが、ご説明を致します。

最初に、町税全体についてご説明を致しますので、決算書13ページの一番上の行をご覧下さい。なお、金額につきましては千円単位で申し上げますので、よろしく申し上げます。

町税全体では、調定額13億8,090万1千円に対しまして、収入済額は12億5,957万8千円、不納欠損額は555万3千円、これにつきましては地方税法第15条の7第5項及び第18条の規定に基づき、欠損処分にしたところでございます。収入未済額は1億1,576万9千円となっております。なお、歳入合計に対する町税収入の割合は19.4%です。次に、成果報告書10ページ、第1表をご覧下さい。このうち、現年度課税分は調定額12億6,730万2千円に対しまして、収入済額は12億3,987万8千円でございます。収納率は97.8%、前年が97.7%でございますので、0.1%増でございます。調定額の対前年度比は101.5%でございます。前年度に比べ1,846万6千円増加をしております。また、滞納繰越分、これは成果報告書16ページ、第6表をご覧いただきたいと思っております。滞納繰越分につきましては、調定額1億1,359万9千円に対しまして、収入済額は1,96

9万6千円でございます。収納率は17.3%、前年が17.0でございますので、0.3%の増になっております。なお、収入済額は前年に比べ360万3千円、22.4%の増となっております。調定額の対前年比は106%でございます。前年度に比べ641万9千円増加をしております。

それでは現年度課税分を税目別にご説明致します。

1項1目の個人町民税につきましては、調定額4億4,945万3千円に対しまして、収入済額は4億4,139万7千円でございます。収納率は98.2%です。前年度と比較致しますと調定額で995万9千円の減少となっております。その要因は長引く景気低迷により給与所得、その他事業所得、営業所得の減によるものでございます。なお、収入済額にかかる普通徴収分等、それぞれの項目につきましては備考欄記載のとおりでございます。

2目の法人町民税につきましては、説明がありましたように調定額9,725万7千円に対しまして、収入済額は9,677万7千円でございます。収納率は99.5%でございます。前年度と比較致しますと調定額で3,362万8千円増加をしております。これにつきましては、ご承知のとおり景気低迷により、全国的に法人税割額が減少する中にありまして、本町におきましては主要企業が企業努力をされました結果と思われませんが、増益につなげていただいたということもありまして、全体的に景気の動向に左右されつつも、相対としましては法人税額が前年度より上回ったものでございます。

2項1目の固定資産税について述べます。固定資産税の現年度課税分は調定額6億133万6千円でございます。収入済額は5億8,329万8千円で、収納率は97%でございます。前年度との比較を述べますと、調定額で約680万円の増加となっております。これにつきましては、成果報告書の12ページ、第3表にも記載をしておりますが、土地につきましては農地等の宅地化や、負担調整措置による増加がありましたものの、地価下落の要因が大きく減少、家屋については新築や増築により増加、償却資産については大規模な設備投資がありませんでしたので減少というふうになっております。なお、平成23年度中における新築家屋の軒数は39軒で、前年度より4軒の減少となっております。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、調定額収入済額とも125万9千円でございます。前年度より7千円増加をしております。



す。

3項1目の軽自動車税について述べます。調定額3,610万3千円に對しまして、収入済額は3,525万8千円でございまして、収納率は97.7%でございます。前年度と比較致しますと、調定額で44万6千円増加をしておりますが、これは登録台数の増加によるものでございまして、その増えた分につきましては、軽四輪の乗用、自家用車が主なものとなっております。

4項1目の町たばこ税についてですが、収入済額は7,370万5千円でございまして、前年度と比較致しますと1,074万8千円、率で17.1%増加しております。しかし、町民の健康志向の高まりによりまして、喫煙者、喫煙場所の減少は顕著であります。そのような要因が主にありまして、平成22年10月にたばこ税の税率改正がっておりますが、これに伴いましての販売価格の引き上げに伴い、販売本数はこの年度、前年度比95.8%に減少しております。

5項1目の入湯税についてですが、収入済額は818万5千円でございまして、前年度との比較においては180万9千円減少致しております。これは国民宿舎くじゃく荘としおさいの湯の入湯客の減少によるものでございます。

以上が歳入についてでございしましたが、歳出についてご説明致します。決算書は54ページ、55ページをご覧ください。成果報告書につきましては25ページでございます。

2款2項、徴税費は、予算額7,881万3千円に對し、支出済額は7,757万4千円で、123万8千円の不用額が生じております。

1目の税務総務費は、税務課職員の給料等、人件費等でございます。

2目の賦課徴収費につきましては、町税全般の賦課にかかる諸経費でございまして、支出済額の主なものは、11節、需用費の印刷製本費、12節、役務費の郵便料などでございます。13節、委託料では、資産評価システム、家屋評価パソコンの維持経費や、地積図の修正経費などを支出をしております。また23節、償還金利子及び割引等につきましては、企画財政課長からも説明がございましたが、町税の修正申告等による還付金でございます。

滞納税対策につきましてご説明します。納税者のプライバシーを保護し、税務行政を円滑に推進するために、納税の方法につきまして口座振替による納付の方法を進めておりますが、平成24年3月現在における利用率は65.0%

となっております。税料金を含めた全体の利用率は、成果報告書の25ページに記載をしておるとおりでございます。年々増加しております滞納税につきましては、平成18年度から設置をしております収納対策係が中心となりまして、財産調査、財産の差押えや臨戸徴収などを行って、その縮減に努めてきたところでございます。しかし、主に滞納処分、滞納繰越分の徴収に力を入れてまいっておりますので、その成果が滞納繰越分の徴収率には表れておりますが、長引く経済不況等により中途退職を余儀なくされ納税が滞るなど、現年度課税分の滞納額が増加をしておりますして、新規滞納者が発生した結果となっております。なお、滞納者に対しての処分の執行状況につきましては、成果報告書の14ページに記載を致しておりますのでご覧をいただきたいと思っております。

最後に、決算書、成果報告書から離れますが、平成21年度から新たな徴収体制としまして、長崎県地方税回収機構が発足を致しております。本町も郡内二町及び県北振興局税務部で東彼地区のグループを構成しまして、この年度にも機構主催の合同公売会に2回参加し、差押え物件を出品して、落札された金額を滞納税に充当することにより滞納税の縮減にかかる活動を行っておるところでございます。また、インターネットオークションによる差押え物件の公売にも21年度から参加しているところでございます。このように好転をしない経済情勢も相まって納税を取り巻く環境は厳しいものがありますが、滞納税の縮減は喫緊の課題として捉えておりまして、この年には回収機構主催の他市町で行われました搜索案件にも参加をして、税務署職員の資質向上にも努めて、また強制調査等のノウハウも得ているところでございます。法律を拠り所として、滞納処分と強制調査を取り入れていくことにより、当面の滞納額の縮減につなげ、広い意味での滞納抑止を図りつつ、ひいては納税に対する信頼を醸成していくこととしておりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上で、税務課所管にかかる決算について説明を終わります。

**議** **長** ここでしばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

**議** **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、住民福祉課長。

**住民福祉課長** それでは住民福祉課所管の決算につきましてご説明致します。決算書56ページ、57ページでございます。

2款3項1目、戸籍住民基本台帳費でございます。備考欄の事業毎に主なものにつきまして説明をさせていただきます。

戸籍住民台帳費の主な支出につきましては、職員3名分の人件費、戸籍総合システムの保守料、ならびにソフトウェア及びシステムの賃借料であります。次に、外国人登録事務費及びその次の人口動態調査費は少額でありますので、説明は省略させていただきます。決算書64、65ページでございます。

3款1項1目、社会福祉総務費です。成果報告書につきましては28から30ページでございます。

社会福祉総務費の主な支出は、職員4名分の人件費、在宅介護見舞金、社会福祉協議会運営費補助金であります。母子福祉医療費の主な支出につきましては、乳児医療費と福祉医療費であります。戦没者慰霊遺族援護費の主な支出につきましては、戦没者の遺族に対するお供え物と、戦没者慰霊奉賛会活動補助金でございます。次に、地域福祉基金の主な支出であります。いきいきサロン事業補助金、地域福祉基金積立金でございます。

次に、民生委員費の主な支出でございますが、民生児童委員会活動費補助金でございます。国民健康保険基盤安定費と、次の国民健康保険事業費につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金でございます。福祉のまちづくり推進事業費の主な支出につきましては、高齢者、障害者、住宅改造助成金でございます。3件分でありました。

介護保険事業費は、介護保険事業特別会計への繰出金でございます。後期高齢者医療保険基盤安定負担金事業費と、次の後期高齢者医療保険事業費と、もう一つ次の後期高齢者医療保険療養給付費につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。災害時要援護者支援費の主な支出につきましては、要援護者支援台帳管理システムの構築業務の委託料でございます。次に決算書66、67ページでございます。

3款1項2目、障害者福祉費でございます。成果報告書につきましては、30から33ページでございます。

障害者福祉費の主な支出は、身体障害者福祉会活動費補助金、重度心身障害

者福祉タクシー利用補助金でございます。補装具給付費は、全額扶助費の補装具給付費でございます。

更正医療費の主な支出は、扶助費の更正医療費でございます。福祉医療費の主な支出でございますが、扶助費でございますが、心身障害者の福祉医療費でございます。自立支援事業費の主な支出でございますが、障害介護給付費でございます。地域生活支援事業費の主な支出でございますが、日中一時支援等の委託料、東彼地区障害者地域活動支援センターに対します負担金、障害者の日常生活用具給付費でございます。

3款1項1目、老人福祉費でございます。成果報告書33から35ページでございます。

老人福祉費でございますが、主な支出につきましては、独居老人所帯に設置しています緊急通報システム、これの業務委託料、それから老人クラブ連合会に対する補助金でございます。

養護老人保護措置費の主な支出でございますが、養護老人ホーム入所措置費のひさご荘建設にかかる分担金でございます。敬老事業費の主な支出につきましては、敬老祝い金、敬老の日の集いでの弁当代、アトラクションの委託料でございます。シルバー人材センター事業費でございますが、全額シルバー人材活用事業委託料でございます。

3款1項4目、68、69ページでございます。成果報告書は35ページでございます。

このいきがいセンター管理費でございますが、全額いきがいセンター管理委託料でございます。

3款2項1目、児童福祉総務費でございます。児童福祉総務費の主な支出でございますが、職員3名分の人件費でございます。特別児童扶養手当事務費及び、次の保育所運営事業費は少額でありますので説明を省略させていただきます。特別保育事業費でございますが、これにつきましては延長保育、休日保育、障害児保育事業に対する補助金でございます。

次に、児童公園管理費でございますが、少額でございますので、説明は省略させていただきます。放課後児童健全育成事業の主な支出でございますが、放課後児童健全育成事業委託料として、3事業所に対する委託料と、児童保育クラブの増築工事費でございます。次世代育成支援対策事業費でございますが、

地域子育て支援事業、一時預かり事業に対し、補助金として支出をしているものでございます。

子ども安心基金事業費の主な支出でございますが、日フィルコンサート、東彼子どもの本の会、コンサート開催事務局に対する補助金でございます。次の子ども手当事務費でございます。主な支出でございますが、職員の給料の一部、これは一ヶ月分でございます。これと子ども手当システム改修の委託料でございます。決算書70、71ページでございます。成果報告書36から38ページ。

3款2項2目、児童措置費でございます。保育所運営費でございますが、町内4保育所と町外15保育所の運営費でございます。被用者子ども手当費でございますが、被用者で3歳未満の子ども手当でございます。非被用者子ども手当につきましては、非被用者で3歳未満の子ども手当でございます。小学校就学前子ども手当費でございますが、3歳から小学校修了前の子ども手当でございます。

中学生子ども手当費でございますが、中学生の子ども手当でございます。

3款2項3目、児童福祉施設費でございます。決算書、成果報告書は同じページでございます。

町立保育所運営費でございますが、1節に報酬がございます。保育園医2名分でございます。

2節の給料から、4節、共済費までは3名分の人件費でございます。

7節、賃金でございます。嘱託保育士8名、日々雇用保育士8名の賃金でございます。

8節、報償費でございますが、町立保育所民営化法人選考委員会委員に対する執務謝礼でございます。

9節は飛ばしまして、11節でございますが、需用費でございますが、ここで主な支出につきましては、給食まかない材料費が主な支出でございます。決算書72、73ページでございます。成果報告書は同じページでございます。

住民生活に光を注ぐ交付金事業費でございますが、これにつきましては児童虐待、DV等防止緊急プロジェクト事業でありまして、全額が千葉紘子講演会にかかる費用でございます。同じページでございます。

3款3項1目、災害救助費でございます。9節、旅費でございますが、石巻

市に2名、東海村に4名、職員を派遣しております。その旅費でございます。

20節、扶助費でございますが、石巻市からの避難者2名に対します一時避難として、くじゃく荘を5日間、部屋の借り上げ料とその後の町営住宅に避難をしていただきましたので、その光熱費として支出を致しております。

4款1項2目でございますが、ここについては、健康推進課の方の一部でございますけれども、三番目の狂犬病予防事業費の支出がございますが、少額でございますので、説明は省略させていただきます。決算書の78、79ページでございます。成果報告書45、46ページ。

4款1項5目でございます。環境衛生費でございますが、3節、職員手当でございますが、これは犬猫処理手当でございますが、年間120匹の処理を致しております。

7節、賃金でございますが、環境美化推進委員の賃金でございます。

火葬場施設費でございますが、火葬場施設分担金でございます。次の資源回収事業費でございますが、これにつきましては資源集団改修事業報償金でございます。

次の水道事業費でございますが、これは簡易水道事業に対する繰出金でございます。決算書80、81ページでございます。成果報告書は同じページでございます。

4款2項1目、塵芥処理費でございます。塵芥処理につきましては、19節、負担金補助及び交付金につきましては、ごみ処理施設費、施設分担金でございますが、次の28節、繰出金につきましては交付税算入分での繰り出しでございます。

4款2項2目でございます。し尿処理費でございます。し尿処理費も同じく19節、負担金補助及び交付金として分担金として支出を致しております。28節でございますが、これは繰出金交付税算入分でございます。

4款3項1目、公害対策費でございます。公害対策費につきましては、9節、旅費、これは普通旅費でございます。11節、需用費、これは消耗品の購入でございますが、13節、委託料につきましては、水質及び悪臭調査業務の委託料でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、大村湾浮遊ごみ除去対策事業負担金が主な支出でございます。

合併処理浄化槽費でございますが、合併処理浄化槽設置整備事業補助金でござ

ざいまして、22基の浄化槽設置に対する補助を行っております。

以上でございますが、ご審議の上ご認定くださるよう、よろしくお願い致します。

**議 長** 次に、健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、健康推進課所管についてご説明を申し上げます。

歳入ですけれども、先程、住民福祉課長が申したように国民健康保険事業にかかる分が同じ科目にある分もございます。重複するかと思いますが、説明をさせていただきます。

まず歳入ですけれども、国民健康保険事業の特別会計ならびに後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計におけるそれぞれの歳入について項目がございます。この分については省略をさせていただきます、それから衛生費に関する分でございます、健康増進事業にかかる子宮頸がん等ワクチン予防接種等に関しましては、決算書28、29ページ、14款2項3目、衛生費兼補助金等に記載をしておるところでございます。それから決算書40、41ページに記載を致しております、備考欄の44、老人保健第三者求償返納金6万円でございます。この分につきましては、平成22年度で老人保健特別会計を廃止致しましたので、それにかかる分、これは平成12年度に交通事故に遭われた方にかかる部分でございます、毎年、6万円、月5千円ずつの納付をいただいているという分でございます。この納付をいただいて、やっとな国、県等へ支払いをするということになります。歳出についてご説明致します。決算書64、65ページです。

3款、民生費、1項1目、社会福祉総務費の分でございます。上から6行目、それから7行目、国民健康保険基盤安定費ならびに国民健康保険事業費につきましては、国民健康保険にかかる分で支出をしておる分でございます。それからその次の次、介護保険事業費につきましては、介護保険事業にかかる分でございます、特別会計の方へ支出をしておる分です。主なものとして、職員の人件費等でございます。次に、後期高齢者医療の分が、その下3つございます。ここに記載のとおり、基盤安定負担事業費等をそれぞれ支出をしておるところでございます。68、69ページをお開き下さい。

3款1項5目、国民年金事務費です。国民年金にかかる職員1名分の人件費が主なものでございます。なお、15節の工事請負費につきましては、年金ネ

ットにかかる庁舎内の配線工事にかかる分でございます。

18節、備品購入費につきましては、パソコン、プリンター式を購入した分でございます。74、75ページをお開き下さい。成果報告書は39ページからでございます。

4款1項1目、保健衛生総務費につきましては、職員給与費等の人件費が主なものでございます。あと、献血推進事業にかかる事業費、それから原爆被爆者対策事業にかかるもの、ならびに母子保健事業につきましては、健全な子どもを産み育てるための検診等にかかる経費を支出致しております。

救急医療対策事業費につきましては、救急医療にかかる負担金を支出をするということにしておりますので、その分に支出を致しておるところでございます。なお、献血の状況、ならびに母子保健事業における各種検診等の実績につきましては、成果報告書に記載を致しております。39から40ページの方に記載を致しております。

2目、予防費でございます。成果報告書は40ページからでございます。予防費は予防接種事業費、結核対策にかかる経費を支出を致しております。平成23年度から子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種を実施致しております。それぞれ疾病予防に努めておるところでございます。なお、成果報告書には予防接種の実施状況ならびに結核予防にかかる検診等の実績について記載を致しております。次のページをお願い致します。

3目の老人保健費です。平成22年度まで老人保健特別会計において会計処理を致しておりましたが、そこで廃止を致しまして23年度から、この項目で支出をするように致しております。歳入のところ、6万円の入金があるということでお話をしましたが、その分の23節の分には5万7千円の支払いということで、国に1万2千円、県に3千円、支払基金に4万2千円というところでの支出でございます。なお、残りの3千円は町が負担しておったということで、町の方の収入ということになります。

4款1項4目の健康増進費でございます。備考欄に記載の4事業等を実施を致しておりますが、健康まつりに関係する経費、ならびに食生活改善推進活動等にかかる経費も支出をしておるところでございます。なお、各事業にかかる実績ならびに各種がん検診等の状況につきましては、成果報告書42ページから45ページの方に記載を致しております。



以上で、所管する説明を終わります。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** それでは産業振興課が所管します事業について決算の報告を致します。まず、決算書の81ページ。

5款1項2目、労働諸費であります。労働諸費については、労働関係の会議出席にかかるものでございます。次に、雇用創出費です。これは国のふるさと雇用再生特別交付金と緊急雇用創出事業臨時交付金による雇用機会の創出を目的とした事業の実施によるものでございます。内容については、成果報告書47ページに記載しているとおりでございます。82、83ページ。

農林水産業費、農業委員会費でございます。備考の欄の事業毎に説明をしていきたいと思っております。農業委員会費です。これは農業委員会の活動にかかる経費でありまして、委員の報酬が主なものとなっております。次に、農業者年金事務費、これは農業者年金の事務にかかる経費であります。次に、農業制度実施円滑化事業費、これについては農地法の改正に伴って、制度が変わっております。その中で、毎年、利用状況調査をするということになってはいますが、それにかかる経費を支出しております。

2目、農業総務費でございます。農業総務費は、職員10名分の人件費が主なものとなっております。84、85ページをお願いします。

農業振興費です。これも備考の事項に従って説明をしたいと思います。

農業振興費ですが、農業の振興にかかる事業に支出をしております。主なものとして、各団体の生産、産地育成事業の分の補助金、それから農業体験学習にかかる経費、それから有害鳥獣駆除猟友会に委託料を出しておりますけれども、その分ですね。それからイノシシの電柵の助成が主なものとなっております。次に、農業経営対策事業推進費です。これについては、担い手の育成にかかる経費になっております。担い手育成総合支援協議会というのが、川棚町に組織されておりますけれども、それに対する助成が主なものとなっております。

園芸ビジョン21対策事業です。これについては、県の補助事業でございます。主なものとして品質向上対策事業、みかんのマルチの敷設、それからみかんの園内道の整備、それから地球温暖化に伴う気候変動対策事業ということで、アスパラガスのハウスの寒冷紗の敷設が主なものとなっております。

米需給調整総合対策推進事業、これについては、転作、米の需給調整にかか

る事業でございます。その中で、中山集落にですね、新規作物の検討ということで、玉ねぎの苗代の助成をしております。

農業経営基盤強化資金利子助成事業、これは認定農業者にかかる、いわゆるL資金といわれるものの利子分の助成になっております。

中山間地域等直接支払事業費、これは中山間の機能保全ということで支出するものです。協定数が11協定、交付対象面積が97haとなっております。

中山間地域等直接支払推進事業は、上の直接支払事業にかかる事務費でございます。

イノシシ緊急特別対策事業です。これは捕獲補償、昨年の実績637頭を捕獲しております。それとワイヤーメッシュの設置にかかる各地域への材料費です。これの定額補償ということで、8地区26.7kmの実績がっております。

特定法人農地貸付事業費1万2,200円、これは法人が土地を借りて耕作をしたいということなのですが、農地法上それが無理ということで、町が仲介をして、土地を借りて法人に貸すという事業で、その賃借料でございます。

4目、畜産業費です。成果報告書は51ページからになります。

まず畜産振興費でございます。これについては、肉牛共励会の負担金、全国和牛共進会の開催負担金が主なものとなっております。次に、肉用牛経営安定対策事業費、これは長崎県の北部共済組合にあります家畜診療所の運営にかかる補助、それから元牛導入の利子補給が主なものとなっております。

家畜防疫対策費、これについては伝染病予防対策費ということで、資材、消毒液等の配布にかかる補償ということになります。

5目、農地費です。農地管理費、農地及び農業用施設の維持、管理にかかる経費でございます。この主な支出につきましては、基幹農道川棚西部地区、それから経営体育成基盤整備事業、五反田地区の土地改良事業、それから農村災害対策整備事業の負担金でございます。

農道改良事業です。これは鍛冶屋前線横断側溝他の工事にかかるもの、それから補助金として、地区農道の地元施工の舗装についての補助になっております。

用排水路整備事業です。これは新谷地区用水路改修工事他4地区の改修工事が主なものです。次に道水路維持補修費、これは農道下大藤平線の舗装他5件

の補修材料費、原材料支給が主なものとなっております。

中山間ふるさと農村活性化事業費です。これは中山間の棚田の連絡協議会会費等、それから棚田サミットを開催しておりますけど、そのマイクロバス等の借り上げ料が主なものとなっております。

次に、土地改良維持管理適正化事業、これについては麻生瀬堰の改修工事が22年度、もうすでに終了しておりますけど、その事務費の付加金ということで、23年度支出したものです。

きめ細かな交付金事業です。農道鳥越線他4箇所の整備事業にしております。成果報告書では54ページに記載しております。

林業費です。林業総務費、備考欄、林業総務費、これは林業にかかる事務経費でありまして、主なものとしては林業開発促進基金と森林組合の農協の預託金がありますが、その分が主なものとなっております。

次に、松食い虫防除事業費、これは松食い虫の防除にかかるもので、地上散布を約6.7ha行っております。

長崎森林づくり担い手対策事業費です。これは森林組合が行います福利厚生事業、健康保険とか厚生年金をかける事業なんですけれども、その分の負担金を支出しております。

森林整備地域活動支援交付金事業、これについては森林整備計画等の策定に係る事務費を支出しております。

次に、林業振興費です。これは治山林道協会の負担金と事務費が主なものとなっております。引き続き88、89ページ。

緑化推進費です。これはガーデニングコンテスト、昨年16チームの参加があっておりますけど、その花苗、肥料代が主なものとなっております。それと緑の少年の育成にかかる助成の分を支出しております。

水産業費、水産業振興費です。これは大村湾栽培漁業推進事務負担金と海底ごみ運搬手数料等が主なものとなっております。

水産業振興事業費単独というところですが、稚なまこの天然採苗中間育成事業、それから密漁対策事業にかかる補助金を支出しております。

漁港管理費です。漁港管理費は、漁港の管理にかかるものであります。プレジャーボートの管理を各支部に委託しておりますが、その委託料、それから各漁港、漁場協会等の会費が主なものとなっております。

漁港建設費です。漁村再生交付金事業です。これは23年度で終了しましたが、惣津地区の港湾の整備事業にかかるものが主なものとなっております。23年は惣津地区のトイレ新築、駐車場の整備を行っております。なまこの稚苗放流、海底耕運事業を行っております。

7款1項1目、商工費の商工総務費でございます。成果報告書は58ページからになります。まず商工総務費でございます。商工総務費は、商工関係2名分の人件費と商工にかかる事務経費が主なものになっております。92、93ページお願いします。

商工業振興費です。これは商工会の運営費補助と中小企業振興資金の預託金が主なものとなっております。

観光費でございます。観光の振興にかかる経費を支出しております。主なものとして観光振興事業補助金として観光協会にしております。その他、昨年から国際大学と県立大学との観光振興調査研究事業ということで支出しております。

大崎公園管理費、これは大崎公園の管理にかかる経費でございます。主なものとして、大崎自然公園の指定管理料、松食い虫の倒木処理委託料、それと各備品の購入費が主なものとなっております。

大崎公園整備事業費です。これは大崎公園の整備事業が主なものとなっておりますが、特に22年から行っております大崎公園交流広場にかかる事業が主なものとなっております。

大崎温泉管理費です。大崎温泉の管理にかかる経費でございます。成果報告書60ページに、その工事の詳細について記載しております。

国民宿舎管理費です。これは国民宿舎の管理にかかる事業でして、工事の詳細については、同じく成果報告書の60ページに記載のとおりでございます。

観光物産振興事業費でございます。これは昨年、12月3、4日に東京の有楽町の国際フォーラムでですね、「町イチ！村イチ2011」というイベントが開催されております。その派遣経費及びイベントの開催経費等でございます。成果報告書は61ページに記載しております。

長崎食と観光プロジェクト地域イベント等支援事業でございます。これは昨年、県が「食キング王国」、県北地区でそれを受けましてイベントを開催しておりますが、そのイベントの開催にかかる経費でございます。この事業について

ては、国の緊急雇用の事業を利用しての事業でございます。

4目、観光施設整備基金費でございます。これについては、観光施設の改良、改修に備えるために2千万円を積み立てております。94、95ページ。

企業立地振興費でございます。これについては企業立地にかかる経費を支出しております。

それから、きめ細かな交付金事業でございます。くじゃく荘の客室の地上デジタル対応テレビの購入を行っております。最後ですが、決算書の124、125ページです。成果報告書は80ページになります。

平成23年災農地農業施設災害復旧費でございます。農業災害については、農地6箇所、農業施設2箇所の災害復旧を行っております。

林業施設災害復旧費でございます。単独災害として、2件の災害復旧の工事を行っております。

以上、産業振興課所管の事業について、説明を終わらせていただきます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、建設課長。

**建設課長** それでは、建設課所管の決算説明をさせていただきます。歳出の方からお願いをしたいと思います。決算書94、95ページをお開き下さい。成果報告書では62ページからとなります。

8款、土木費でございますが、全体予算としましては5億1,458万4千円でございます。決算額4億9,468万1,522円ということで、翌年度繰越額が1,489万2千円、不用額は501万478円となっております。この繰越については、道路新設改良費の社会資本整備総合交付金事業でございます。それでは、項目毎に説明をさせていただきますが、一応、主なものということで、あるいは説明を加える必要があるものというのを抽出して説明をしていきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

1 項、土木管理費でございます。1 目、土木総務費でございますが、建設課職員 8 名分の人件費が主でございます。それ以外には、土木関係全般に関する事務的経費を支出をしております。主なものとしましては、需用費でございますが、この大部分は加除式の法令の分でございます。2 3 年では、公用車が建設課には 2 台ございますが、その車検の時期が同時であったということで、1 2 節の役務費、2 7 節の公課費については、車検時の費用でございます。他は事務的経費でございます。

2 項、道路橋梁費についてでございますが、道路及び橋梁にかかる事業費でございます。5 つの目で構成をされております。まずあの、1 目の道路橋梁総務費でございます。次のページをお開き願いたいと思います。

道路橋梁総務費でございますが、道路橋梁全般にかかる費用を支出をしております。成果報告書では 6 2 ページの中段に記載をしておりますが、決算書の中で支出がないものについてはですね、名目予算として事例が発生した時のためにととったものがゼロで、支出がゼロというものがありますが、これには事例がなかったということで支出をしておりません。

2 目の道路維持費でございます。備考欄に記載のとおり、2 事業で構成をされております。主なものとしましては、道路維持費については、町道の維持管理に要する経費でございます。成果報告書にも記載をしておりますが、委託料としまして、町道の除草作業、あるいは境界復元測量等の委託業務、これについては成果報告書の方に載せておりますが、委託は 6 件ですね。

1 5 節の工事請負でございますが、これについては補修工事 1 6 件を支出をしております。その他に 1 1 節の需用費でございますが、これは町道の照明灯が 2 5 基、町内でございます。建設課で設置したものがですね、その電気料と修繕料が主なものでございます。

1 9 節ですが、県施工の大崎公園線拡幅工事にかかる工事負担金を 1 9 節で支出をしております。成果報告書の 6 4 ページに、負担金事業の内容が記載されておりますが、ここに括弧書きがあろうかと思えます。上段の方が事業費です。下が工事費ですので、工事費に対する負担 1 5 % ということで見ていただければと思います。

1 6 節でございますが、原材料費につきましては、2 3 年度では 5 地区の地元で町道、里道の補修工事をされております。そこに対する材料の支給でござ

います。

安全施設整備でございます。これは全部、工事請負費でございますして、成果報告書の64ページの上段の2件の分でございます。

3目の道路新設改良費でございます。これについても2つの事業で構成をされておりまして、成果報告書では64ページから66ページまでになります。まず、道路新設改良事業についてですが、この道路新設改良事業費の分はですね、町道上組西部線の概略設計業務委託を1件出しております。その費用でございます。社会資本整備総合交付金事業費でございますが、これは東臨港線の歩道設置にかかるものです。23年度は、測量設計業務の委託費用のみ支出をしております。なお、ここで翌年度繰越ということにしておりますが、これにつきましては、当初、財務省用地を昨年買えるものということで予算計上をしておりましたが、財務省の方が、今、若干、公有財産を売り払いをするときのシステムが少し変わっておりまして、ちょっと期間がかかるようになっております。そういうことから23年度では購入できませんでしたので、これを繰り越して次年度に消化していくという考え方をしております。

4目、橋梁維持費でございます。成果報告書では64、65ページでございます。これについてはですね、橋梁の照明の電気料、修繕料を支出をしております。決算書の98、99ページをお開き願いたいと思います。

15節の工事請負費ですが、これにつきましては町道橋の欄干の改修工事をしております。これにつきましては、成果報告書の65ページの最上段の方に載せております。

6目のきめ細かな交付金事業費でございます。これは22年度からの繰越事業でございますして、町道の補修、安全対策等整備工事にかかる費用でございますして、成果報告書の65から66ページに内容的には記載をしております。

13節の委託料でございますが、これは工事に伴う用地寄附がございましたので、その分筆、登記の委託料でございます。

15節は5件の工事でございます。19節の補償費でございますが、これは電柱の移設、補償費用でございます。

3項、河川海岸費です。1目、河川総務費ですが、河川海岸費については6つの目で構成をされておりまして、成果報告書の66から67に記載をしておりますので、一緒に見て頂きたいと思います。

河川総務費でございます。これは治水砂防にかかる経費でございます。主な支出としましては会議の出席旅費と協会負担金でございます。

2目につきましては、ダム対策費は、ダム対策室の方から後ほど説明がされると思いますので、次に進みたいと思います。決算書100ページ、101ページ、成果報告書では66ページになります。

3目、河川維持費でございます。これは野口側の流木撤去費用をここで支出をしております。

4目ですが、河川海岸費、これは原材料の支給をしておりますが、新谷地区の建設海岸です。石積み護岸の補強工事を地元で施工をされました。それにかかる材料の支給をしております。あとは協会負担金を支出をしております。

5目の用悪水路費でございます。排水路2件の工事費で、成果報告書の67ページの方に2件の工事記載をしておりますので、確認をしていただきたいと思います。

6目ですが、6目については23年度の支出はありません。

4項の港湾費でございます。これにつきましては、2つの目で構成をされておまして、まず1目の港湾管理費についてでございます。川棚港の維持管理に要する経費が主でございます。支出の内容としましては、3地区の管理委託料が主となっております。これは川棚港平島の漁船対策工です。それと白石地区です。その3箇所の管理委託料が主となっております。他には、港湾関係の一般経費と、あと標識灯、あるいは照明灯の電気料等が主な支出となっております。成果報告書の67ページの方に23年度の港湾の利用状況についても記載をしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

2目でございます。2目の港湾建設費でございますが、川棚港関係の建設事業に伴う県営事業の地元負担金です。主な事業内容としましては、成果報告書の68ページの方に載せておりますが、川棚港改修事業の百津地区臨港道路工事と、平島地区の浮き標識等の設計に要した費用の負担金でございます。これについても負担率関係は、成果報告書の68ページの方に載っております。これも工事費に対して、それぞれの負担率をかけていただければ支出額が出てくると思います。

5項の都市計画費でございます。これについては3つの目で構成をされております。成果報告書では68から69にかけて記載をしております。



1 目の都市計画総務費でございますが、都市計画全般にかかる費用でございます。1 節の報償費につきましては、都市計画審議会の開催時の委員報酬ですけれども、2 3 年度は案件がございましたので支出はしておりません。あとは事務的経費でございます。

2 目の公園管理費については、備考欄の方にありますように、2 つの事業でこの分は支出をしております。まず公園管理ですが、2 1 都市公園の維持管理に要する経費でございます。まず委託料及び工事については、成果報告書の方に記載をしておりますが、委託料 5 件、工事請負費は 4 件です。その他に、ちょっと主なものとしまして、7 節の賃金でございますが、これは中央公園の管理人を 1 名ずつ交代で 2 名勤務をして頂いておりますので、その分の賃金でございます。需用費でございますが、この内の 3 分の 2 は光熱水費が占めております。それ以外には、設備の修繕、花苗、消耗品等が主でございます。

1 8 節の備品購入でございますが、これは除草剤の散布機を購入しております。地域スポーツ施設整備費でございます。これにつきましては、スポーツ振興くじ助成金を活用しまして、中央公園のテニスコートの人工芝生の改設工事をしております。その費用でございます。全て工事請負費です。これの内容については 6 9 ページの成果報告書の方に載っておりますのでご覧いただきたいと思っております。

3 目の公共下水道費です。これについては公共下水道事業特別会計への繰出金であります。続きまして 6 項の住宅費についてでございますが、3 つの目で構成をされております。住宅管理費でございますが、町営住宅 7 団地 3 2 6 戸の維持管理に要した経費でございます。1 節につきましては、町営住宅の入居者選考委員会を 2 回開催をいたしましたので、その委員報酬でございます。次のページをお開きいただきたいと思っております。

3 節の職員手当でございますが、これについては徴収手当でございます。

1 1 節の需用費でございますが、これにつきましては、このうちの 6 8 %、約 2 0 0 万円弱ですが、その分が住宅施設の修繕費用でございます。その他には公営住宅の火災共済機構から、新町団地に 7 3 基の消化器がありまして、その消化器の取替をしております。これは一定額の助成をいただいて取替をしたものでございます。あとは、団地内の照明等の電気料、修繕関係が主でございます。

12節の役務費につきましては、町営住宅の火災共済の保険料でございます。それと町営住宅の使用料の振り込み手数料ですね、これを12節で支払っております。

13節と15節につきましては、成果報告書の69ページから70ページにかけて記載をしておりますのでご覧いただきたいと思います。19節の負担金は協会負担金でございます。

3目のきめ細かな交付金事業費でございます。これは22年度からの繰越事業でございます、新町団地の湿気による補修工事を1件しております。床あるいは壁あたりがですね、湿気によって損傷をしているということから補修をしております。この内容につきましては、70ページの方に記載をしております。

4目、住宅管理費繰越です。これにつきましては、22年度補助事業で町営住宅7団地の長寿命化修繕計画書を策定するようにしておりました。その業務の交付決定が年末であったために、年度内の完了が見込めないという状況が発生しましたので、23年度に繰越をして完成をしたものでございます。ここの不用額は落札減でございます。それと、町営住宅の管理状況についても、成果報告書の70、71ページの方に記載をしておりますので、確認をしていただきたいと思います。次に、決算書の124ページ、125ページでございます。

11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費、1目、公共土木施設災害復旧費でございます。予算額に対して、予算額19万円に対して4千円の支出をしております。これにつきましては次のページの11節の需用費でございます。ここで災害復旧の書籍を購入をしております。これは事務手続き関係と復旧広報の載った資料でございますが、これを一冊購入しております。

以上が23年度の建設課の歳出説明でございます。次、歳入の方に説明を加えさせていただきたいと思います。18ページをお開きいただきたいと思っております。

12款、使用料及び手数料です。4目の土木使用料でございます。これにつきましては、調定額1億237万7,109円でございます。収入済額が9,271万6,067円です。収入未済が966万1,042円となっております。この分で、道路使用料あるいは公園使用料等については、調定どおり収入がなされておりますが、次のページの5節の住宅使用料につきましては、調定額、

収入済額の差が966万1,042円ということで、収入未済になっております。これにつきましては、公営住宅の使用料当年度分につきましては、収納率は97.7%になっております。特定公共賃貸住宅の使用料は100%でございます。駐車場使用料につきましては、99%、4番目の公営住宅の滞納繰越分ですが、これは26.6%の徴収をできております。5番目の住宅駐車場滞納繰越分ですが、これは78.7%の収納をしております。一番下については、72.1%の収納をさせていただいております。この件については、今後も滞納がないように十分注意をしながら、納入依頼あるいは督促文書の発送等をして、最終的には3ヶ月以上なるようなものは保証人へ通知を行って、新規滞納者も生じさせないような対応をしながら、滞納縮減に厳格な対応をしていきたいというふうに考えております。昨年の収入未済額といたしますか、これからは160万円程度、23年度では増加をさせております。

次に、先程、支出の方でもちょっと言いましたけども、22ページの方をお開き願いたいと思います。

国庫支出金でございます。3目の土木費国庫補助金でございます。これにつきましては、調定額が1,548万円でございますけれども、750万円が収入済でございます。あとの残額につきましては次年度に繰り越すということで未済になっております。

次のページに地域住宅支援交付金、これは住宅の長寿命化の分の補助金でございますが、委託料に伴う補助金でございます。399万円の45%でございます。前段の先に言いませんでしたけれども、社会資本整備総合交付金事業の分ですが、これは補助率60%になっております。30ページをお開き願いたいと思います。

14款2項6目、土木費補助金です。これにつきましては、安全安心住まいづくり支援事業補助金として、当初、予算計上をしておりましたけれども、申請が1件もございませんでしたので、1月末時点でも出てきませんでしたので、これは予算から落とさせていただいております。38ページから40ページをお開き願いたいと思います。

19款2項5目の雑入の備考欄です。備考欄の41番、これは先程スポーツ振興くじ助成金ということと言いましたけれども、これは2つの大崎の分と中央公園のテニスコートの芝生化の分と2つで助成がなされております。この内

の1,524万6千円がテニスコートにかかる助成金でございます。それと53番、住宅防火施設整備補助金、これ低額でございますが、32万3千円、これは先程、新町の町営住宅の73基の消化器の取替にかかるものでございます。

町債として、土木債が3件ございます。

以上が歳入の説明でございます。以上で、建設課所管の23年度の決算について説明を申し上げましたけど、ご審議の上ご認定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

**議 長** 次に、ダム対策室長。

**ダム対策室長** それでは、ダム対策室所管の決算についてご説明致します。決算書は98から101ページ、成果報告書につきましては66ページでございます。

2目、ダム対策費でございます。事業別では右の備考欄をご覧ください。ダム対策費として、職員の人件費が主なものでありまして、その他に碎石公害に関連した経費及び一般事務経費であります。その成果として、成果報告書に6つの項目で記述をしておりますのでお目通しをお願い致します。

石木ダム地域振興対策基金として100円を支出しております。これは決算書の歳入32から33ページをお願い致します。

15款1項2目、利子及び配当金の備考欄9番、石木ダム地域振興対策基金が100円生じております。これを石木ダム地域振興対策基金へ支出し積み立てたものであります。また、決算書138ページ、4、基金の増減状況を載せておりますが、円単位で説明をさせていただきます。決算書138ページ、4、基金でございます。

前年度末現在高16万7,401円、決算年度中増減高100円、決算年度末現在高16万7,501円となっております。

以上で、ダム対策費の決算説明を終わらせて頂きます。

**議 長** 次に、教育次長。

**教育次長** それでは、教育委員会所管の費目についてご説明致します。まず決算書の80ページ、81ページをお開き下さい。成果報告書は47ページをお開きいただきたいと思います。

決算書の80、81ページに記載しております5款1項1目、勤労青少年ホーム管理費、備考欄、勤労青少年ホーム管理費として上げておりますが、これ

は勤労青少年ホームの管理のための施設の維持管理などに要した経費が主なものでございます。決算書108、109ページをお開きいただきたいと思います。成果報告書は73ページからになります。

決算書108ページの10款1項1目、教育委員会費、備考欄、教育委員会費として上げておりますけれども、これは教育委員4名の報酬及び旅費等が主なものでございます。

次に2目、事務局費、備考欄、事務局費でございますが、これは外国語指導助手の報酬及び事務局職員の人件費が主なもので、その他につきましては事務局関連にかかる経費でございます。心の教室相談事業費でございますが、これは中学校に配置しております心の教室相談員に要した経費でございます。次のページをお開き下さい。

4目の住民生活に光をそそぐ交付金事業として、備考欄に川棚町地域総合図書環境整備事業繰越と、それから下の現年度分を上げておりましたが、この内容につきましては、成果報告書の77ページをご覧くださいと思います。

(7) 住民生活に光を注ぐ交付金事業として上げております。平成22年度からの繰越事業として、この中央公民館図書室、町内小学校の図書室の施設整備、図書管理システムの整備を行ったもので、内容につきましては、その表に書いてあるとおりです。それから現年度の事業分として、その表の下にあります23年度の雇用創出事業として行ったものが23年度の事業でございます。決算書の112ページ、113ページをお開きいただきたいと思います。成果報告書は73ページになります。

2項、小学校費、1目、学校管理費でございますが、備考欄に記載しておりますとおり、学校の管理費、それから維持補修費及び改良費として支出をしておりますが、内訳は学校医の報酬や図書室司書補助員、それから学校用務員、サポートティーチャー賃金の他、各小学校の管理及び維持補修等にかかる経費でございます。それから下から2段、理科教育設備整備事業費と学校教材等充実事業費につきましては、教材の充実を図るための費目でございますが、一番下の学校教材等充実事業費につきましては、これは新しい教科書が採択されたことによりまして、教師の指導書それから副読本の購入に要した経費でございます。それから小学校の主な工事内容につきましては、成果報告書の74ページをご覧くださいと思います。そこに各学校毎に工事の内容を記載し

ております。続いて、決算書の同じページの2目、教育振興費でございますが、これは町内、3小学校分の準要保護児童就学援助費及び日本スポーツ振興センター負担金が主なものでございます。

3目、学校プール管理費、これは町内3小学校のプール管理にかかる経費を支出しております。次のページをお開き下さい。

4目の施設整備費ですが、これは小串小学校体育館のサッシ改修工事にかかる予算として計上してはりましたが、次年度に繰り越して施工することとしております。

3項、中学校費、1目、学校管理費でございます。備考欄に記載しておりますが、学校管理費、それから学校維持補修費、それから学校改良費として支出しておりますけれども、校医報酬、図書室司書補助員、学校用務員の賃金他、管理及び維持補修等にかかる経費でございます。

一番下の理科教育設備事業費として支出しておりますが、これは教材の充実を図るため、理科、数学の教材を購入したものでございます。それから中学校の主な工事関係につきましては、成果報告書の74ページに小学校、中学校それぞれ記載しております。決算書の114ページ、2目、教育振興費でございます。これは準要保護生徒の就学援助費、課外クラブ活動補助及び日本スポーツ振興センター負担金が主なものでございます。

一番下の学校プール管理費でございますが、これはプール管理に要した経費でございます。次のページをお開き下さい。

4目、施設整備費、備考欄に公立学校施設整備事業費、これは繰越事業として掲載しておりますが、これは中学校の体育館の耐震補強及びその他改修工事を行っております。また、それにかかる工事費及び管理業務委託料として支出したものでございます。この内容につきましても、成果報告書の74ページに記載を致しております。

4項、幼稚園、4項1目、幼稚園費でございますが、備考欄に幼稚園管理費としております。これは成果報告書の75ページの一番上に記載しておりますとおり、就園奨励費補助金及び民間幼稚園への運営費補助金として支出したものでございます。

5項、社会教育費でございます。成果報告書は75ページから76ページに記載しております。1目、社会教育総務費、備考欄、社会教育総務費としてお

りますが、これは社会教育委員の報酬、それから旅費、職員の人件費の他、社会教育関係団体への補助等が主なものでございます。備考欄の文化財保護費でございしますが、これは文化財保護審議会委員の報酬の他、浮立それから指定文化財保護に対する補助金が主なものでございます。なお、国有地であります片島魚雷発射試験場跡地の一部を購入致しております。

人づくり文化スポーツ振興費でございしますが、これは委員の報奨及び補助金でございします。次の青少年育成地区活動費は、各地区子ども会及び関係団体補助が主なものでございます。町自主文化事業費は、文化講演会に要した経費が主なものでございます。

一番下の放課後子ども教室事業費でございしますが、これは平成21年度から実施している事業ですが、放課後学校の帰宅時刻までの間、学校図書室を利用して自由に読書をしたり学習したりする教室を実施致しております。そのアドバイザーの賃金、旅費、図書用品購入費等の経費が主なものでございます。なお、この事業の実施日数、利用者数等につきましては、成果報告書の76ページの(カ)として記載をしているとおりでございます。次のページをお願い致します。

2目の公民館費、備考欄、公民館総務管理費でございしますが、これは中央公民館の管理及び維持補修等にかかる経費でございします。

次の地区公民館建設費として上げておりますが、これは東白石、東小串、城山、中組地区、この4つの公民館が改修工事を行いましたので、その補助金として支出をしたものでございます。

図書室管理費ですが、これは図書室管理に要する人件費及び図書室の維持管理に要する経費が主なものでございます。

3目、公会堂費、備考欄の公会堂管理費、これは公会堂の管理及び維持補修等にかかる経費でございします。

6項、保健体育費でございします。成果報告書は76ページから記載しております。1目の保健体育総務費、備考欄、保健体育総務費としておりますが、これは体育指導委員の報酬、それから各種スポーツ大会の開催経費の他、体育協会等に対しての補助金などでございします。次のページをお開き下さい。

2目の教育キャンプ場費、3目の体育館管理費、4目、照明施設管理費、5目の柔剣道場管理費、これはそれぞれの施設管理に要した経費でございします。

なお、年間の施設利用状況等につきましては、成果報告書の77ページに記載を致しております。次のページをお開きいただきたいと思います。

長崎国体事業費につきましては、総務課長の方から説明がありましたので省略致します。

7項、学校給食共同調理場費でございますが、備考欄に管理費、運営費として上げておりますが、これについては職員の人件費の他、臨時職員の雇入れ賃金、それから設備保守点検委託料など、管理運営、維持補修に要した経費でございます。内容については、成果報告書の78ページから79ページに記載をしております。次のページをお開き下さい。

2目、きめ細かな交付金事業につきましては、これも前年度からの繰越事業でございますが、成果報告書の78ページと79ページに記載しております。78ページの下の方の④きめ細かな交付金事業から、79ページまで記載をしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

以上が、教育委員会所管の費目でございます。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第2号「平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」の説明を求めます。健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、認定第2号「平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定について」ご説明致します。決算書は142、143ページからでございます。成果報告書は91ページからとなります。まず概要から説明を申し上げます。収入済額でございますが、143ページの一番上の方ですね。

収入済額です。一番下の段、歳入合計額ですね、18億4,714万9,477円、次のページ、支出済額歳出合計17億6,961万4,972円、歳入歳出差引残額が7,753万4,505円となります。なお、この残額には基金繰入金として8千万円を取り崩しておるものでございまして、実質的には赤字の決算となります。それでは、事項別明細書でご説明を致します。決算書148ページをお開きいただきたいと思います。

1款につきましては、国民健康保険税でございます。1目、一般被保険者ならびに2目、退職被保険者等の国民健康保険税、合計で収入済額一番上段になりますけれども、2億8,788万36円の収入額でございます。収納率につきましては、現年度課税分で94.00%、前年度比で0.63ポイントの増



加であります。滞納繰越分につきましては、16.16%で前年度比1.16ポイントの増加でございました。現年度分と滞納繰越分を合わせまして、9,797万9,501円の未収額を生じておりますが、この内141万8,413円を地方税法第18条の規定によりまして、不納欠損処分としております。

2款は使用料及び手数料でございます。督促手数料としまして、2,271件分の収入を得ております。次のページをお願い致します。

3款、国庫支出金、1項1目、療養給付費等負担金です。現年度収納分と致しまして、平成23年度分の概算交付分を受けております。なお、精算によりまして24年度に償還金ということで、1,239万1,355円を返還するということとなります。

2目、高額医療費共同事業負担金でございます。国の負担割合が4分の1ということで収納を致しております。

3目、特定健康診査等負担金でございます。国の負担割合3分の1で収納を致しております。

2項1目、財政調整交付金の収入済額1億8,245万9千円でございます。普通調整交付金ならびに特別調整交付金ということで交付を受けたものでございます。

3目、出産育児一時金補助金、これにつきましては出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度と一体となって、緊急の少子化対策により交付を受けたものでございます。一件あたり1万円ということです。

4目、災害臨時特例補助金でございます。6万8千円ございますが、これは東日本大震災で被災された方にかかる療養給付費ならびに一部負担金について、特例的に補助を受けたものでございます。本町には、宮城県石巻市から2名の方が一時避難をし生活をされておられました。その分にかかる分でございます。

5目、高齢者医療円滑運営事業でございます。この分は平成20年度に施行されまして、法改正に伴う同事業にかかる補助金でございます。9万1,498円を受け入れております。

4款、県支出金、1項1目、高額医療費共同事業負担金でございます。県の負担割合4分の1を収納を致しております。次のページをお願い致します。

2目、特定健康診査等負担金でございます。この分は、国と同額でございま

して、国が定めた基準額の3分の1でございます。151万8千円を受け入れております。

2項、県補助金、1目の財政調整交付金でございます。財政調整交付金として5,836万9千円を受け入れております。

2節の特別調整交付金につきましては、901万9千円を受け入れております。

5款1項1目、療養給付費交付金でございます。これは退職者医療制度に基づく社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。1節が現年度分として概算交付された分でございます。なお、この概算交付分につきましても、平成24年度において償還金ということで751万円ほど返還ということになります。なお、2節、過年度分と致しましては、平成22年度精算によりまして580万2千円ほど交付されている分でございます。

6款1項1目、前期高齢者交付金でございますが、平成20年度の医療制度改正によりまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。23年度の概算分ということで交付を受けております。

7款1項1目、高額医療費共同事業に伴う交付金でございます。

2目の保険財政共同安定化事業交付金でございますけれども、保険者間の保険税の平準化を図ることを目的として交付を受けたものでございます。

財産収入でございます。8款1項1目、利子及び配当金につきましては、財政調整基金等から生じた利子で全額を積み立てるものでございます。次のページをお願い致します。

9款1項1目、一般会計繰入金でございます。各節に対応する繰入金と致しまして、合わせて7,201万3,698円を一般会計から繰り入れております。なお、一般会計においては、民生費64ページの方に記載をしておる分でございます。

2項1目、財政調整基金繰入金でございます。冒頭申し上げましたが、23年度で8千万円を取り崩し繰り入れておるものでございます。

2項、その他繰越金でございます。平成22年度決算剰余金ということで、前年度繰越金の2,587万8,519円を受け入れております。

11款、諸収入、1項1目、一般被保険者保険料にかかる延滞金として、27万779円を受け入れております。なお、退職被保険者についても2目の方

で1,100円を受け入れているところです。次のページをお願い致します。

3項、雑入、2目、一般被保険者第三者納付金でございます。これにつきましては、交通事故にかかる損害賠償金として6件分を収納を致しております。

6目の一番下の方の雑入でございます。平成23年度老人保健医療費拠出金還付金として、39万6,616円ならびに療養費の支給ということで、国が支払う一部負担金等にかかる収納で4万348円を受け入れております。以上が歳入でございます。続きまして歳出をご説明致します。決算書158、159ページです。成果報告書は97ページからとなります。

1款1項1目、一般管理費でございます。一般管理費の中では、主なものにつきましては、12節の役務費にかかる後納郵便料、レセプト電算にかかる手数料でございます。一般事務費におきましては、11節の需用費にかかる書籍購入費等の事務用品ならびに納税通知書等の印刷製本費等が主なものでございます。また13節、委託料につきましては、システムの年間保守料が主なものでございます。

2目、連合会負担金でございますが、長崎県広域ネットワーク回線利用負担金ということで、国保連合会広報共同事業負担金等が主なものでございます。

2項、徴税費につきましては、国保税の賦課徴収に要した費用を支出をしている項目です。次のページをお願いを致します。

4項の趣旨普及費につきましては、国保制度の普及に要したパンフレットの作成費用でございます。

5項の医療費適正化特別対策事業費につきましては、重複、多受診者等の訪問指導等にかかる賃金、ならびに医療費通知を年5回、ジェネリック普及通知を年2回通知致しておりますので、それにかかる費用を支出を致しております。

2款、保険給付費でございます。この項目が歳出総額の70.3%を占めていることとなります。前年度比1,684万9,390円増の11億100万円程度を支出を致しております。おおよそ1月に1億円程度が支出をするということになります。

1項1目、一般被保険者療養給付費でございますが、一般診療にかかる一般診療報酬、食事等の療養費差額を支給するものでございます。

退職被保険者等療養給付費につきましては、退職被保険者等にかかる診療報酬の療養費でございます。次のページをお願い致します。

3目、一般被保険者療養費でございます。一般柔整術療養費補装具等に要した経費でございます。

4目につきましては、退職被保険者等にかかる柔整術の療養費補装具代でございます。

5目、6目につきましては、この科目にかかる経費を支出しております。

2項、高額療養費でございます。一般退職被保険者等の高額療養費ならびに高額介護合算療養費にかかる負担金でございます。次のページをお願い致します。

3項にかかる移送費の支出はございませんでした。4項については、出産育児諸費でございます。出産育児一時金でございますが、産科医療保障制度をとっていない病院については、39万円、それ以外の分については42万円ということで、合計18件分を支出を致しております。

葬祭費でございますが、19件分の1件あたり2万円を支出を致しております。

3款、後期高齢者支援金等でございますが、平成20年度から始まりました後期高齢者医療制度に伴いまして、後期高齢者支援金ということで事務費を拠出を致しております。

4款、前期高齢者納付金でございます。4款1項1目、これも平成20年度の医療制度改正により拠出制度が設けられたものでございます。社会保険診療報酬支払基金へ支出をするものでございます。

5款の老人保健拠出金でございます。医療費の拠出金はございませんで、事務費の拠出金として1万1,590円を支出を致しております。

6款、共同事業拠出金でございます。保険者の事業運営の円滑化、安定化を図るために実施をされているものでございまして、高額医療費共同事業拠出金に3,095万5千円、次のページをお願い致します。保険者間の保険税の平準化を図ることを目的として実施されている保険財政共同安定化事業拠出金に1億8,301万3千円を支出を致しております。

7款、介護納付金でございますが、介護保険法に基づく介護給付費納付金として8,261万1千円を支出を致しております。

8款、保険事業費でございます。1項1目、特定健康診査等事業費でございますが、特定検診等にかかる費用を支出致しております。特定検診につきまし

ては、集団検診で708人、個別検診で133人の合計841人でございます。これについては、成果報告書106ページの方に記載を致しております。

2項1目、疾病予防費でございますが、委託料につきましてが脳ドックや各種がん検診の委託料が主なものでございます。

2項2目、あんま、鍼、灸施術費でございます。20万8,800円を支出を致しております。なお、あんま、鍼、灸にかかる費用についても、同じ106ページに成果報告書の方に記載を致しております。

3目、保険事業特別対策事業費でございますが、これにつきましては賃金につきましては、医療にかかる動向分析の資料作成にかかる臨時職員の賃金でございます。170ページです。

委託料が主なものになりますけれども、本町電算システムの改修に伴いまして、特定検診システム等の整備も必要ということになったことから、その費用を支出を致しております。

9款、積立金でございます。財政調整基金等から生じた利子を全額積み立てているものでございます。なお、財政調整基金の状況につきましては、決算書177ページに記載を致しております。

11款、諸支出金でございます。過年度分の国保税の還付金ということで支出をしておる分でございます。

3目、償還金でございますけれども、平成22年度の療養給付費等負担金にかかる返還金でございます。175ページをお開き下さい。

実質収支に関する調書でございます。18億4,714万9,477円、歳出総額17億6,961万4,972円、差引額が7,753万4,505円となります。実質収支額も同額でございます。7,753万4,505円でございます。前年度の実質収支額が2,587万8千円ほどありました。これを差し引きますと単年度で5,165万5,986円ということになります。しかし、冒頭申し上げましたように、8千万円の基金の取り崩しを致しておりますので、その分を差し引きますと、それだけでも2,830万円ほどの赤字ということになります。

以上で、説明を終わりますがご審議の上ご認定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** ここでしばらく休憩致します。

(…休憩…)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。ここで時間延長致します。

**議 長** 引き続き、認定第3号「平成23年度後期高齢者医療特別会計決算認定について」の説明を求めます。健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、認定第3号について、ご説明を致します。決算書は180、181ページをお開き下さい。成果報告書は107ページからでございます。

まず平成23年度の収入済額でございます。歳入合計、一番下の欄でございますが、1億3,621万7,680円です。次のページが歳出の合計になります。1億3,573万8,031円でございます。歳入差引残額につきましては47万9,649円でございます。この後期高齢者医療につきましては、保険料を1割、現役世代の保険料として後期高齢者支援金で4割、公費負担で5割、そのうち5割の中で、国が6分の4、県が6分の1、市町村が6分の1ということで、国民全体で支える仕組みでございます。歳入歳出につきましては、最終的には同額になることとなります。なお、精算での分で、次年度で精算ということで最終的には同額ということになります。決算書186、187ページをお開き下さい。

1款、後期高齢者医療保険料でございます。年金からの特別徴収と普通徴収を合わせまして9,402万3,984円を収納を致しております。収納率は99.18%でございます。収入未済額が23件分で77万6,216円でございます。そのうち現年度分が17件、滞納繰越分が6件でございます。

2款、使用料及び手数料でございますが、督促手数料として158円分を収納致しております。

3款1項、一般会計繰入金でございます。備考欄、事務費繰入金と致しまして958万1,234円を受け入れております。

2項につきましては、保険基盤安定繰入金でございます。保険基盤安定繰入金につきましては、保険料軽減分ということで国及び町からの繰り入れでございます。

4款1項、繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございます。次のページ。

5款2項1目、保険料還付金でございます。備考欄記載のとおり、過年度分保険料還付金として7万3,600円を収納を致しております。

3項2目でございます。歳入につきましては、備考欄記載のとおり後期高齢者医療制度特別対策補助金と致しまして、20万7,417円を受け入れております。

次に歳出でございます。190、191ページをお開き下さい。成果報告書については109ページでございます。

1款1項、総務管理費につきましては、事務に要した経費を支出を致しております。主なものとしましては、委託料として電算による医療システムソフトウェアに関する保守料、それから健康診査等の委託料155名分を支出致しております。

2項、徴収費でございます。保険料徴収にかかる口座振替手数料を支出を致しております。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。被保険者にかかる保険料ならびに一般会計からの繰入金を広域連合へ納付したものでございます。

3款、諸支出金、1項1目、保険料還付金でございます。還付金につきましては、3件分7万3,600円を支出を致しております。次のページです。

2項1目、他会計繰出金5万3,127円でございますが、一般会計へ繰り出しを致しております。一般会計歳入の36ページの方に記載を致しております。

17款、繰入金、1項4目、後期高齢者医療特別会計繰入金と致しております。195ページをお開き下さい。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億3,621万7,680円、歳出総額1億3,573万8,031円で、歳入歳出差引残額ならびに実質収支額同額でございますが、47万9,649円となります。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議** **長** 次に、認定第4号「平成23年度川棚町介護保険事業特別会計決

算認定について」の説明を求めます。健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、認定第4号についてご説明致します。

まず、今日午後からA3判でお配りを致しております平成23年度介護保険事業特別会計決算総括表をご覧いただきたいと思っております。これにつきましては、介護保険の総括表ということで、上段の方が歳入、下段に歳出を記載を致しております。内訳につきましては、事務費対応分、一番上の項目ですね、歳入項目、歳出項目も同じ分でございます。それぞれ歳入に対する歳出の流れを示しております。

歳入総額収入済額の一番下の歳入合計でございます。11億2,128万8,080円、歳出総額が一番下から二番目です。10億6,117万3,820円で、差引残高を書いておりますが、6,011万4,260円でございます。これが次年度への繰越額ということになります。この欄の右の方を見て頂きますが、事務費対応分の差引残高から保健福祉事業費予防事業費のかかる分、この分については、24年度で精算返還するべきものでございます。これにつきましては、右側の上の方、次年度精算見込み額、ここの額と同額になります。1,444万9,237円ということになります。その右側の一番下の欄、参考ということで、次年度精算概要というところがございます。

実質収支につきましては、先程申しました6,011万4千円です。繰越事業費がありますので、その分を差し引いて、なおかつ次年度で精算返還をしなければならないという額を差し引いた分で、次年度の自主財源可能額が4,288万8,023円ということになるところでございます。なお、先程言いましたように次年度の精算分につきましては、国支払基金、県それから町への返還ということになります。決算書で説明を致します。204、205ページをお開き下さい。成果報告書につきましては、111ページから記載しております。

1款、保険料、1項1目、第1号被保険者保険料でございます。この分につきましては、現年度分が1億9,320万1,110円で収納率は99.1%でございます。なお、滞納繰越分の収納率につきましては17.2%となっております。保険料の徴収につきましては、収納率向上に努めているところですが、現年度普通徴収分において、180万1,850円の未収額が生じております。件数にして367件分でございます。滞納繰越分のうち、8人分、



13件分でございますが、33万2,140円を不納欠損処分として、やむを得ず処分致しております。

2款、使用料及び手数料でございます。督促手数料と致しまして369件分を収納を致しております。

3款、国庫支出金、1項1目、介護給付費負担金でございます。1億8,302万6,912円でございます。標準給付費の施設分が15%、その他分で20%で概算交付を受けている分でございます。なお、先にA3の表で説明を致しましたように、精算返還金が発生を致しております。

2項1目、調整交付金につきましては、標準給付の6.3%が交付をされております。

2目、地域支援事業交付金につきましては、そのうち1節につきましては、介護予防事業費にかかる分でございます。この事業に要する25%概算交付を受けております。これにおいても返還が発生をしているところでございます。

2節につきましては、包括的支援事業、任意事業費でございます。これにかかる事業費の40%を概算交付を受けております。この費用についても事業の確定によりまして精算返還となっております。

3目、介護保険事業費補助金につきましては、平成24年度からの介護報酬改定に伴いまして、介護保険システムの改修にかかる国庫補助金として組み込まれたものでございましたが、短期間での事業期間であったため、23年度中において完成することができませんでした。よって繰越事業ということで、平成24年度の完成、補助金受け入れとしておりますので収入済額は発生致していない状況でございます。

4款、支払基金交付金、1項1目、介護給付費交付金でございますが、40歳から64歳までの第2号被保険者保険料分で、支払基金から受け入れをしたものでございます。現年度分につきましては、標準給付費の30%相当分が概算交付をされております。次のページをお願いします。

2目、地域支援事業支援交付金でございますが、介護予防事業にかかる費用の30%相当分が概算交付をされております。

5款、県支出金、1項1目、介護給付費負担金でございます。標準給付費の施設分17.5%、その他分12.5%で概算交付があつておる分でございます。なお、過年度分の精算追加交付額として、150万1,810円が入って

おります。

2項1目、地域支援事業交付金でございます。そのうち1節につきましては、介護予防事業費で、この事業にかかる事業費の12.5%を概算交付を受けている分でございます。

2節につきましては、包括的支援事業、任意事業でございます。20%相当分の概算交付を受けておる分でございます。

2目、介護保険低所得者特別対策事業補助金につきましては、社会福祉法人が行う低所得者の負担軽減策でございますけれども、今年度は事業実績はあっておりません。

6款、財産収入、1項の財産運用収入、1目、利子及び配当金でございます。介護保険臨時特例基金にかかる利子として4,818円を受け入れております。次のページをお願い致します。

8款、繰入金、1項1目、介護給付費繰入金でございます。標準給付費の12.5%が概算交付額ということで受け入れております。

2目、地域支援事業繰入金でございます。そのうちの1節、介護予防事業費につきましては、事業費の12.5%の概算額を受け入れております。

2節の包括的支援事業、任意事業につきましては、事業にかかる20%を概算交付を受け入れております。

3目、その他一般会計繰入金につきましては、2,767万4千円でございます。1節では事務費等の繰入金、歳出にかかる1款の総務費にかかる経費を繰り入れております。

2節、保健福祉事業繰り入れ金につきましては、それと3節、その他繰り入れ金につきまして、歳出の4款、地域支援事業にかかる分を、この分から繰り入れている分でございます。

2項2目、介護保険臨時特例基金繰入金につきましては、平成21年度から介護に従事する方々の処遇を改善するために、介護報酬がプラス3%改正をされております。改正に伴い介護保険料が急激に上昇しないようにと、国からの交付金があっており、基金に積み立てておった分でございます。最終年度となる平成23年度247万2,800円を取り崩し、プラス利子4,818円、合計の249万7,618円を取り崩しておる分でございます。

9款、繰越金でございます。1項1目、繰越金は前年度からの繰越金で4,

5 1 1 万 4, 5 5 2 円でございます。次のページをお願いします。

1 0 款、諸収入でございます。1 項 1 目、雑入でございます。2 節、返納金につきましては、施設の請求誤りによって自己負担の減少に伴い、給付していた高額介護サービス費を返還していただく額でございます。9 万 4, 0 6 9 円を返納頂いております。

3 節、雑入につきましては、公用車にかかる修理の分で、事故というか、ちょっと当たった分がありましたので、その分が損害共済金からの受け入れということでございます。県外からの認定調査委託料として1 件分、3, 5 0 0 円を収納をしておるところでございます。合計の4 万 6, 8 5 5 円を受け入れております。

2 項 1 目、介護予防サービス費収入でございます。介護にかかる指定介護支援事業所が作成する介護予防サービス計画費の収入でございます。

以上が歳入の分でございます。次に、歳出 2 1 2 ページをお開き下さい。成果報告書につきましては、1 1 4 ページから記載致しております。

1 款 1 項 1 目、総務管理費でございます。これにつきましては、事務にかかる経費を支出しているところでございます。

1 3 節の委託料につきましては、電算システムの保守料、ソフトウェアの改修費を支出を致しております。それと一般管理費において、平成 2 3 年度において高齢者対策基本計画の策定にかかる経費を支出致しております。なお、翌年度繰越額の繰越明許費につきましても歳入で説明致しましたけれども、平成 2 4 年度からの介護報酬改定に伴いまして、システムの改修にかかる分の国庫補助金として組み込まれたものでございます。2 4 年度完成ということにしたところでございます。

2 目、徴収費につきましては、介護保険料の賦課徴収に要した経費を支出を致しております。主なものとしまして1 1 節、需用費で納付書の印刷代、それから普及用のパンフレットの購入等でございます。

役務費につきましては、郵便料、口座振替手数料を支出を致しております。

3 目、認定事業費につきましては、介護保険の認定にかかる経費でございます。

4 節の共済費につきましては、認定調査員の社会保険料ならびに認定調査員の雇い上げ賃金を7 節から支出を致しております。

9 節の旅費につきましては、郡外への施設等への入所者の認定調査にかかる費用を支出を致しております。214、215 ページをお開き下さい。

19 節、負担金補助及び交付金につきましては、介護認定審査会にかかる経費でございます、東彼地区保健福祉組合へ分担金として支出をしております。

2 款、保険給付費でございます。要支援、要介護の認定を受けた方を対象としたサービス給付費でございます、この額から歳入にかかる10 款の諸収入関係分を差し引いた額が標準給付費ということになります。

1 項1 目、介護サービス等諸費につきましては、要介護1 から5 までの方を対象としたサービス給付費でございます。

2 目、介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、2 の方を対象としたサービス給付費でございます。

3 目、その他諸費につきましては、国保連合会へ審査支払手数料として支出をしたものです。

4 目、高額介護サービス等費につきましては、利用料が自己負担の限度額を超えた場合に支給をしたものでございます。

5 目、高額医療合算介護サービス等費につきましては、一年間に支払った医療保険と介護保険分の自己負担額の合計が、ある一定基準額を超えた場合に支給をするものでございます。

6 目、特定入所者介護サービス等費でございます。次のページになりますが、食事と居住費が自己負担となったことによりまして、低所得者に対する補足給付サービスとなっております。

4 款、地域支援事業等費でございます。18 年度から介護保険料や各種交付金等を財源として、65 歳以上の全ての高齢者を対象とした介護予防事業や生活支援事業に努めることとなっております。その事業に関する分を支出をしておるところでございます。

1 項1 目、介護予防事業費につきましては、要介護状態になる前の段階の高齢者を対象として実施をした分でございます。その事業内容につきましては、成果報告書116 ページの方に記載致しております。介護予防事業実施状況表第2 表、第3 表の分になります。この分で主なものとしましては、13 節、委託料327 万円ほどありますが、特定高齢者にかかる配食サービスならびにしおさいの湯で実施をしております介護予防事業、水中筋力アップ事業による委

託料を支出をしております。

19節、負担金補助及び交付金につきましては、社協からの派遣職員、出向職員ということで、地域包括支援センターの person 費相当分を支出を致しております。

2目、包括的支援事業、任意事業費でございます。1,652万7,927円でございますが、主なものと致しましては、13節の委託料で、電算システムの保守料、それから配食サービスの委託料、それから心配事相談の事業の委託料等が主なものでございます。

19節、負担金補助及び交付金につきましては、先程も申しましたが、地域包括支援センター出向職員、社協からの出向職員2名分の person 費相当分を支出を致しております。

28節、繰出金につきましては、保健士の person 費相当分を一般会計へ繰り出している分でございます。

2目、保健福祉事業費でございますが、地域支援事業を行う際、国及び国の交付金対象事業には上限枠が設定されております。その事業枠を超えていると思われるものや、交付金の対象とならない事業でも関連がある事業ということで、実施をしているものでございます。主なものとして、委託料として社会福祉協議会の方に委託をしております配食サービス事業、それから生活管理指導で短期宿泊事業ということで支出をしておる分でございます。なお、23年度の短期宿泊事業につきましては、ひさご荘の方に2名、3件分をお願いをしております。

3項1目、指定介護予防支援事業費につきましては、地域包括支援センターが指定介護予防事業所として運営している経費でございます。

4節、共済費と7節、賃金につきましては、介護支援専門にかかる臨時職員の雇用にかかる分でございます。需用費につきましては、公用車2台分のガソリン代、それから事務用品等を支出を致しております。次のページをお願い致します。

19節、負担金補助及び交付金につきましては、社協からの出向職員の分を支出を致しております。3つの事業の関係の分から、相当分として割り戻して支出をしている分でございます。

5款、基金積立金でございます。介護保険臨時特例基金積立金で4,818

円でございます。

7款、諸支出金は、保険料還付金及び国県支払基金や町の一般会計へ前年度の給付費等の確定に伴いまして、償還金や繰出金として支出をしているものがございます。歳入で申し上げましたように、前年度繰越金として一旦受け入れを致しまして、この科目で支出をしておる分でございます。

1目、第1号被保険者保険料還付金が、5万9,400円、2目が償還金として881万1,044円の分でございます。この分につきましては、介護給付ならびに地域支援事業にかかるものを支出を致しております。次のページをお願いします。

2項、繰出金でございます。1目の一般会計繰出金につきましては、備考欄記載のとおり、介護給付費負担金分、地域支援事業費負担分、事務費等精算分として、それぞれ支出をしておる分でございます。225ページをお開き下さい。

実質収支に関する調書です。歳入総額11億2,128万8,080円、歳出総額10億1,117万3,820円で、歳入歳出差引額は6,011万4,260円となります。翌年度へ繰り越すべき財源がありますので、差引5,733万7,260円と実質収支額はなります。次に227ページをお開き下さい。

財産に関する調書でございます。介護給付費の基金の積立はございませんが、介護保険臨時特例基金として歳入でもご説明致しておりましたが、3年間で取り崩しをするということで積み立てておった分でございます。23年度は249万2,800円を取り崩しております。決算年度の現在高はゼロということになります。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定頂きますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** 次に、認定第5号「平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」の説明を求めます。水道課長。

**水道課長** それでは、認定第5号「平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定について」説明をさせていただきます。決算書は230ページからであります。成果報告書は122ページからであります。

まず下水道事業の概要について、成果報告書の123ページをお開き下さい。

ここには公共下水道事業の整備状況について、1段目の事業着手年度から12段目の整備率まで表に表したものであります。6段目の整備面積であります。平成23年度は東小串地区において、1.8haの整備を実施致しましたので285.6haの整備となっております。8段目は整備区域内の処理人口でありまして、9,997人、その下が整備区域内で下水道へ接続されたところの人口でありまして、7,699人となっております。したがって普及率は、67%、水洗化率は77%、事業認可区域面積に対する整備率は97.1%となっているところであります。それでは決算書の240ページ、241ページをお願いします。まず歳出から説明をさせていただきます。

1款1項1目、一般管理費ですが、職員の給与等、管路台帳システム等の委託料、口座振替手数料等、水洗便所改造資金、融資利子補給金等で、決算額2,651万9,488円であります。詳細については、成果報告書126ページに記載しているとおりであります。

2目、管渠管理費ですが、マンホールポンプ12箇所にかかる動力電力料、通信料、維持管理委託料及び既設マンホール蓋の改修、舗装補修工事などで、決算額は516万8,196円であります。詳細については、成果報告書126ページに記載のとおりであります。次に、240、241、次のページ242、243とつながっていきませんが、3目の処理場管理費ですが、終末処理場にかかる経費で、動力電気料、薬品費、維持管理委託料、汚泥処理委託料、水質検査委託料などで、決算額5,287万7,443円あります。成果報告書の126、127ページに詳細は記載のとおりであります。

4目、都市下水路管理費ですが、下組ポンプ場におきます動力電気料、エンジンの分解整備、保守点検委託料、それから下組都市下水路の転落防止柵設置工事などで、決算額702万8,599円あります。詳細は成果報告書127、128ページに記載のとおりであります。

5目の諸費はありませんでした。続きまして、242ページから245ページにかけてです。

2款1項1目、下水道建設費ですが、ここには管渠建設に伴うものと、処理場建設に伴う経費であります。職員の給与等、それから担当者会議研修会等の旅費、処理場建設委託料、これにつきましては、土木、電気、機械工事を下水道事業団に委託をしております。パソコン、コピー機のリース料、小串地区の

汚水枝線開削工事、その小串地区の開削工事に伴います水道管移設補償などで、決算額3億4,688万3,774円であります。詳細は成果報告書128、129ページに記載のとおりであります。

3款1項、公債費ですが、下水道事業債の償還金で、1目、元金、2目の利子合わせて3億218万1,393円であります。詳細は成果報告書の130ページに記載のとおりであります。

次に歳入であります。決算書236、237ページにお戻りをいただきたいと思っております。成果報告書は124ページ、125ページであります。

1款1項1目、建設費負担金は下水道事業受益者負担金で1,523万9,900円あります。内訳につきましては、備考欄に記載のとおりであります。また、不納欠損額38万8,358円につきましては、平成15年、平成18年度分の受益者負担金の16件分であります。収入未済額の412万8,060円につきましては、受益者負担金の23年度分と滞納繰越分であります。

2款、使用料及び手数料ですが、1項1目、下水道使用料と、2項1目、総務手数料で、決算額1億2,848万260円あります。内訳は備考欄に記載のとおりであります。不納欠損額1万7,980円につきましては、平成18年度分の下水道使用料の17件分あります。収入未済額の560万2,230円につきましては、下水道使用料23年度分と滞納繰越分であります。なお、下水道使用料は歳入残対の17.2%となっております。

3款1項1目、下水道事業費国庫補助金ですが、一般管渠分、補助率50%と、一般処理場分、ここにつきましては補助率の50%と55%の二本立てであります。決算額1億7,230万円あります。内訳は備考欄に記載のとおりであります。歳入全体の23.1%となっております。

4款1項1目、一般会計繰入金ですが、歳入歳出見合い分として2億7,280万円あります。歳入全体の36.6%となっております。

5款、繰越金は前年度からの繰越金であります。次に、236から239にかけてですが、6款の諸収入であります。受益者負担金滞納金と過年度収入と消費税還付金で131万6,312円あります。

7款1項1目の下水道事業債ですが、建設事業に伴う事業債借入であります。それでは247ページをお願い致します。

実質収支に関する調書であります。歳入総額が7億4,624万4,064



円、歳出総額が7億4,065万8,893円で、歳入歳出差引額558万5,171円となっております。決算書の250、251ページには、財産に関する調書を掲載致しておりますが、特に変更はありませんでしたので、残高としては前年度と同じ数字となっております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** 次に、認定第6号「平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」の説明を求めます。水道課長。

**水道課長** それでは、認定第6号「平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定について」説明をさせていただきます。決算書は254ページからであります。成果報告書は131ページからであります。

まず、簡易水道事業は、猪乗川内簡易水道及び木場簡易水道の2地区であります。給水状況と致しましては、成果報告書132ページの(1)使用料の表をご参照いただければと思います。猪乗川内簡易水道事業は、43件で給水人口は141人であります。木場簡易水道は45件で給水人口は134人あります。年間の有収水量は猪乗川内簡易水道7,395<sup>m</sup>、前年度比から2.7%の減になっております。木場簡易水道は1万86<sup>m</sup>で前年度より11.7%の増でありました。

それでは歳出について、決算書の262、263ページの事項別明細で説明を致します。

1款1項1目、一般管理ですが、職員手当から負担金補助及び交付金まで経常的な費用であります。

2款、事業費は、1項、猪乗川内簡易水道事業費と、2項、木場簡易水道事業費にかかる給水費で、それぞれの主なものは、深井戸のポンプの動力電気料、テレメータ回線料、口座振替手数料、維持管理検針業務、水質検査業務などに要した経費などであります。264、265ページをお願い致します。

3款1項、公債費は、簡易水道事業債の償還金で、1目、元金、2目、利子合わせて169万2,006円であります。

4款の予備費の支出はありません。

次に、歳入についてであります。260ページ、261ページにお戻り下

さい。

1 款 1 項 1 目、簡易水道使用料ですが、猪乗川内簡易水道が 1 3 4 万 9, 7 0 0 円、木場簡易水道が 1 7 8 万 2, 0 6 0 円となっております。不納欠損額、収入未済額はありません。

1 款 2 項 1 目の手数料はありませんでした。

2 款 1 項 1 目、負担金は木場簡易水道にかかる修繕工事の負担金であります。

3 款 1 項 1 目、繰入金は、一般会計よりの繰入金で、簡易水道事業債の償還金と一般管理費分であります。内訳については、備考欄に記載のとおりであります。

4 款 1 項 1 目、繰越金は、前年度からの繰越金であります。

5 款、諸収入はありませんでした。

次に、2 6 7 ページの実質収支に関する調書ですが、歳入総額は 6 3 6 万 4, 9 6 8 円、歳出総額が 6 0 3 万 5 3 2 円、歳入歳出差引額 3 3 万 4, 4 3 6 円となっております。

次に、2 7 0、2 7 1 ページに財産に関する調書を付けております。2 3 年度に変更がありませんでしたので、現在高は前年度と同じ数値であります。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** 次に、議案第 4 1 号「平成 2 3 年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」の説明を求めます。水道課長。

**水 道 課 長** それでは議案第 4 1 号「平成 2 3 年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明をさせていただきます。

まず、川棚町水道事業会計剰余金の処分案についてであります。町長の提案説明にありましたが、地方公営企業法の一部改正が平成 2 4 年 4 月 1 日に施行され、利益の処分については法定積立金の積立義務が廃止され、その代わりに条例の定めまたは議会の議決を得て処分できることとなったものであります。そこで、本町と致しましては、条例の制定を行っておりませんので、処分については議会の議決を得て行うものであります。それでは別冊になりますが、決算書の 8 ページをお開き下さい。

剰余金の処分計算書案ですが、表の 1 段目の当年度末残高の未処分利益剰余

金は、決算書5ページの損益計算書で説明を致します。5ページをお願い致します。

営業収益は、給水収益からその他の営業収益まで総額で3億1,417万1,829円で、営業外費用は原水費から資産減耗費までの総額が2億3,893万18円で、営業利益が7,524万1,811円となります。営業外収益は、受取利息から雑収益までの総額2,111万4,194円で、営業外費用は支払利息と雑支出までの総額で2,005万7,334円で、営業外利益が105万6,860円となります。経常利益が7,629万8,671円となります。当年度純利益も同額で、前年度繰越利益剰余金3,542万6,528円を加えますと、当年度末処分利益剰余金は1億1,172万5,199円となります。そこで、議会の議決による処分額は8ページにお戻り下さい。

3段目に掲載しております減債積立金に4千万円、4段目にあります建設改良積立金4千万円、合わせまして8千万円を処分したいと予定致しております。このようにご決定いただきますと、処分後残高、翌年度繰越剰余金は3,172万5,199円となるものであります。なお、決算書の9ページから10ページにかけて剰余金計算書を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。また、この剰余金処分計算書案と剰余金計算書の様式が前年度と変更を致しております。このことにつきましては、総務省より様式変更の通知が来たもので、記載の内容については大きな変更はあっておりません。

それでは、引き続きまして決算の内容についてご説明致します。決算書の11ページをお開き下さい。

まず、水道事業にかかる概要であります。平成23年度における上水道の給水状況と致しましては、給水区域内人口が1万4,561人の99.7%にあたる1万4,516人に給水を致しております。年間の総配水量は230万8,851 $\text{m}^3$ で、前年に比べ、8万1,572 $\text{m}^3$ 増加を致しました。有収水量につきましては、年間総有収水量が201万7,537 $\text{m}^3$ で、前年度に比べ7万2,268 $\text{m}^3$ 増加を致しました。有収率については、前年度に比べ0.1%増加し、87.4%になっております。この使用料の増加につきましては、一般家庭あるいは事業所については若干の減少が見られますが、官公署が微増、工場においては、約8万 $\text{m}^3$ 増加したものでございます。主な工場の増加につきましてはコバレントマテリアルの増加でありました。

平成23年度の事業につきましては、老朽管の布設替え工事や施設の維持工事など、12件の工事と建設改良費として新百津旭ヶ丘線配水管布設替え工事、百津系送水管布設替え工事、県道大崎公園線大崎陸橋部配水管布設替え工事などを実施致しております。詳細については、決算書の12ページから16ページにかけて掲載のとおりであります。

(2)の議会議決事項から、(5)料金その他供給条件の設置、変更については記載のとおりでありますので、お目通しいただきたいと思っております。

次に、1、2ページをお願い致します。ここには収益的収入及び支出ですが、金額は消費税込みであります。

収入の1款、水道事業収益は営業収益及び営業外収益で総額が3億5,180万8,194円であります。

支出の1款、水道事業費用は営業費用及び営業外費用で総額2億7,171万338円あります。なお、不用額については、表に記載のとおりでありますし、収入における借受消費税、支出での仮払消費税及び納付消費税は、それぞれ備考欄に記載のとおりであります。この詳細につきましては、後ほど触れていきたいと思っております。次に3、4ページをお願い致します。

ここには、資本的収入及び支出でございます。ここも金額は消費税込みであります。

収入の1款、資本的収入は工事負担金で28万9,800円あります。これにつきましては、新百津旭ヶ丘線配水管布設替え工事に伴う消火栓の取替工事の負担金であります。

支出につきましては、資本的支出は建設改良費及び企業債償還金で、総額が1億1,492万7,970円あります。工事につきましては、決算書の12ページに記載をしております。企業債については、22ページに記載を致しております。なお、表の下に記載をしております資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,463万8,170円については、当年度分損益勘定留保資金4,460万5,144円、当年度分消費税資本的収支調整額360万5,141円、減債積立金3,321万4,885円、建設改良積立金3,321万3千円で補填しております。次に、17ページをお願い致します。

収益的収入及び支出について、収益費用明細書についてご説明を致します。ここにつきましては、金額が消費税抜きであります。

収益ですが、1款1項、営業収益は水道料金、給水工事収益金、加入金手数料、工事負担金で、総額が3億1,417万1,829円であります。内訳は備考に記載のとおりであります。水道料金は、事業収益全体の91.8%となっております。

2項、営業外収益は預金利息一般会計繰入金、雑入で総額が2,111万4,194円あります。内訳は備考欄に記載のとおりであります。一般会計繰入金につきましては、子ども手当分と東日本大震災派遣費用であります。雑入の主なものは、佐世保市からの可動堰管理費であります。次に、18ページから20ページの費用です。

1款1項、営業費用は、1目の原水費から次のページに移りますが、7目の資産減耗費までの総額で2億3,893万18円あります。内訳については備考欄に記載のとおりであります。

2項、営業外費用は、20ページにありますけれども、企業債利息及び雑支出で2,005万7,334円あります。これにつきましては、14件分の上水道事業債の利息と18年度分の滞納水道料金の不納欠損処分61件分であります。

6ページ、7ページの貸借対照表、11ページから16ページの事業報告書、21ページの固定資産明細書、あるいは22ページの企業債明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定ならびにご認定くださいますよう、よろしくお願い致します。

**議 長** ただいま説明を受けましたが、決算内容については成果報告書にも詳しく記載しており、監査委員による決算審査意見書等もお手元に配布をされております。

お諮りします。ただいま議題としております平成23年度各会計決算認定については、更に予算の執行状況、その他内容的に審査を加える必要があるかと思われまますので、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し十分審査を行っていただき、本定例会の最終日までに審査報告書を提出願うことにしたいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって平成23年度各会計決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定を致しました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。決算審査特別委員会の委員に議長を除く議員全員を指名したいと思いますますが異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を決算審査特別委員に選任することに決定しました。

特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれ一人を委員会において互選することになっています。この後、休憩を致しますので、委員会を開いていただき正副委員長を互選していただきたいと思います。正副委員長が決定しましたら、委員長から議長まで報告をお願いします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここでしばらく休憩致します。

(…休 憩…)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 決算審査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨の通知を受けましたので報告を致します。

委員長に村井達己委員、副委員長に小谷龍一郎委員、以上のとおりであります。

この後、決算審査特別委員会を開いていただくため、しばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** ただいま決算審査特別委員長より提出されました決算審査特別委員会の付託します付託区分については、お手元に配布しております平成23年度各会計決算審査付託区分表のとおりであります。

それでは、これから質疑を行います。議事整理上、会計を分けて質疑を行います。

**議 長** 初めに、平成23年度川棚町一般会計決算に対する質疑を行います。

まず、歳入について質疑を行います。1款、町税から11款、分担金及び負担金までの質疑を行います。12ページから19ページまでです。

**14番久保田** 町民税からですね、ずっと不納欠損と収入未済額がずっと計上されているんですけども、行政からの報告の中に、地方税の回収機構があるということをお話されました。この回収機構にどの時点で不納欠損なのか、収入未済額なのか、どの時点で回収機構の方に移行するのか。それから移行した中のどのぐらいの件数が移行されたのか。移行した金額と、機構による徴収がどのぐらいあったのか、機構にいても残って回収できていないもの、そういうものがどこの項目に上がってくるのか説明をお願いしたいと思います。私の言ったこと分かったのでしょうか。

**税 務 課 長** 地方税回収機構についてのお尋ねだったろうというふうに理解しました。まず、地方税回収機構についての移行という言葉を使われましたが、私の方では説明上、引継ぎという言葉を使わせていただきたいと思いますので、ご了解をお願いします。

ご質問の中では不納欠損額の欄と収入未済額の欄があるがというご質問がありました。いつの時点で引継ぎをするかということにつきましては、不納欠損については、この年度におきまして不納欠損をした額でございますので、時期としましては収入未済になっている分につきましては回収機構へ引継ぎをするわけでございます。そこで、先程の説明の中でも多少触れましたが、滞納繰越

分の調定額については、1億1,359万9千円ということで、これに対して収入済額が1,969万6千円であり、収納率は17.3%という説明をさせていただきました。回収機構への引継ぎのタイミングとしましては、滞納繰越分になった分について引継ぎをするようにしております。滞納税につきましては、一定の基準を以て、県地方税回収機構に引き継ぐこととしておりますが、その基準、目安といいたいまいしょうか、まず一つに納税に対して誠意が見られない者、二つに高額滞納がある者、これは大体20万円から30万円程度と考えております。この者につきましては、町から地方税回収機構へ引き継ぐものとしております。平成21年度から、この方法をとっておりますが、過去3カ年、平成21から23年度までの引継ぎの状況を申し上げますと、合計で67件、5,388万6千円につきまして引継ぎを回収機構にしております。そのうち、金額で言いますと788万1千円、パーセントで言いますと14.6%になるかと思いますが、その分が収納しております。なお、この回収機構に引き継いだ後にも本町の手を離れてしまうわけではございません。引き続き、その分につきましても差押えなどの滞納処分や、分納制約により徴収を継続していくということにしております。それと、引継ぎをした案件につきましては、より強力で滞納処分を進めることということになりますが、場合によっては回収機構としまして捜索などにも取り組み、より強制的な調査にも発展することもあり得るということをお知らせをしておきたいと思っております。

引継ぎのどの分を引き継ぐのかというご質問がございましたが、回収分の計上につきましては、各税目の例えば12ページ、13ページにかけまして各税目毎に滞納繰越分という欄を設けておりますが、この部分に表示をしている分が回収機構へ引き継ぐ案件となります。ここに表示をしました2節になりますが、滞納繰越分というのをそれぞれの税目毎に表示をしておりますが、その部分にあるということをご理解をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

**1 5 番 山 口** 町税がですね、いわゆる個人の町税というのが全体的に景気の停滞その他で減少しつつあると、そういった中で法人税ですか、法人町民税が昨年比152.9%と、いわゆる3千万円以上の増収になっているわけですね。これが説明の中では、単に企業努力によってということなんですけれども、企業努力で果たして152.9%増額となるのかですね、もう少し、この辺が詳



しい説明があればという点と、成果報告書の中で申し訳ございませんが、納付の状況等ですね、口座振替の利用者というのが0.6%減少したと、こういった傾向というのは、ずっと続いてきているのかどうか、いわゆる口座振替がだんだん減少してくれば、納付率その他にも影響する可能性もあるんじゃないかと、ただこれが今年の2月からコンビニ収納が適用されたわけですけれども、そういったコンビニ収納と関係があるのかどうかですね、それと合わせてコンビニ収納によってですね、窓口業務の簡略化その他につながってきているのかどうか、始まって2ヶ月程度でございますので、はっきりしたことは出てないのかどうか分かりませんが、こういった部分について説明をお願い致します。

**税務課長** 全段の法人町民税のことにつきまして、私の方から答弁をさせていただきます。本件につきましては、先程の説明の中で景気低迷により全国的な法人税の減少が進む中であって、本町では云々と申し上げまして、前年より上回った納税があったという趣旨の説明をさせていただきました。この部分につきましては、本町の法人町民税につきましては、主要企業というふうに私言いましたが、ある部分、本町では2社の法人税が大きく比率を占めております。企業的には名前は言いませんが、お察しのとおりだと思いますが、この部分の、この2社について特に全国的な法人税が減少する中でも、この2社につきましては特に、この年度徴収増益につなげていただきまして一定の納税がなされたと理解しておりますので、その分につきましては特殊な事業もあったのかなと思います。説明をさせていただきましたように、この2社の占めるウエイトが大きくて、全体的な法人税の増加につながったというふうに考えておるところでございます。

口座振替の件数の減でございますが、これにつきましては、ここ数年大体この程度の枠で、大きく口座振替が減ったという認識は持っておりません。通常、口座振替をされておっても、例えば相続等によっては納税者が変わってきます。そういうところなどもありまして、件数的な減というのは説明しましたように減っているわけでございますが、大きな部分で何かの影響があつて口座振替の減があつているという認識は持っておりませんので、0.6%という数字につきましては、手元では大きな要因はないものと思っております。

コンビニ収納の影響につきましては、2月から始まっております状況もあり

まして、税務課の方としましてはですね、実際に始まった月が2ヶ月程度でございまして、今後の状況の推移を見守りたいと考えておるところでございまして。

**会計管理者** コンビニの納付が始まったことで、簡略化したのかというようなご質問がございました。ちなみにですけれども、2月からスタート致しております。当初は300から500件ぐらい、2月、3月はですね、件数があつたわけでございますが、4月から固定資産、町県民税、軽自動車税、あと国保、介護、後期、それぞれ納付時期が違いますけど、大体1,000件から軽自動車税が5月ありましたけど、2,000件弱、毎月そういう推移を致しております。そういうことで、口座振替から仮にコンビニに移ったということであれば、口座振替はデータで各金融機関から来るわけでございますが、コンビニ収納はご存知のとおり納付書で来ます。納付書でペーパーで来ましても、PCRという機械で読ませてしますので、収納事務の簡略化というものについては、そう影響はないということでご理解をいただければと思います。以上です。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 次に12款、使用料及び手数料から国庫支出金までの質疑を行います。18ページから25ページまでです。

**3 番 福 田** 23ページ。土木費国庫補助金798万円が次年度へ繰越になったという説明を私、聞き漏らしているのかもしれませんが、理由と、その影響と言いますかね、23年度における事業への影響で、それが次年度の早い時期に、次年度というか早い時期に入ってきているのか、そこらへんをお聞き致します。

**建設課長** ただいまの質問でございますが、この社会資本整備総合交付金につきましては、この798万円が国庫補助として予定をしておったわけですが、東臨港線の財務省用地の確保といいますか、買収といいますか、これが23年度でできなかったと。合わせて、その工事を予定しておりましたので、その工事費と合わせて繰越をしております。ただ、今ずっと財務省の方とも調整中ですが、用地自体は12月前後になるかと思っております。ただ、今工事の

進捗に関しては、一時的な貸付を受けて工事を進めるというような手続きもあるということで財務省の方からは話があっておりますので、今後、進めていきますが、まだ工事そのものにはかかっておりませんので、今後、財務省と調整をしながら進めていく予定にしております。

今月の21日に、別の地権者の用地買収も予定をしておりますので、今後、工事は進めていくことに考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、14款、県支出金の質疑を行います。24ページから33ページまでです。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、15款、財産収入から20款、町債までの質疑を行います。32ページから43ページまでです。

**14番久保田** 35ページです。15款2項1目、土地売払収入というので185万800円、白石と百津郷と言われたんですけども、これは広さとか適正な料金で売り払われたのかお聞きします。

**企画財政課** 土地売払収入につきましては、仮評価額を算定致しまして、それからの倍率度を導き出しまして、購買額を決め、売却をしております適正な価格での売却ということで理解をしておるところです。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他にございませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、歳出に移ります。1款、議会費から、2款、総務費までの質疑を行います。44ページから65ページまでです。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、3款、民生費から、5款、労働費までの質疑を行います。64ページから83ページまでです。

**14番久保田** 65ページの災害時要援護者支援費、523万725円というの

があります。第2回の補正で、弱者の方達のキット1,500人分を購入するというふうに報告があったと思います。それが実行されたかというのとですね、73ページ、3款2項4目に住民生活に光を注ぐ交付金の中でですね、児童虐待の、このDVの千葉紘子さんの講演会があったんですけども、この愛育、食育フェスティバルのときに、残念なことに食育フェスティバルに関係している役員のみが講演会に残ってですね、あとお客さんが本当にこの講演される方に申し訳ないぐらい少なかったんですね。広報が行き届いていたのかどうか、そういうところを、せっかくのこの金額ですから、行き届いていたのかどうかお尋ねします。

**住民福祉課長** 65ページの災害時要援護者支援費の中で、補正をとって救急医療情報キット等を購入するというようなことで、その後どうしたのかというようなご質問だと思います。医療キットについては、すでに購入済でございます。配布について、今から準備を進めていくところでございます。

次に、73ページ、住民生活に光を注ぐ交付金事業で、関係のない人達の参加が少なかったというようなご意見で、広報を行ったのかというご質問でございますが、これにつきましては、広報かわたなを利用して、広報、周知をしてきたところでございますが、何分、私、当時はそこにおりませんでしたので、何分、状況がつかめておりませんが、広報については、先程申しましたように広報かわたなで周知をしたところでございます。以上でございます。

**1 1 番 小 田** 67ページですね、老人福祉費のことでお尋ね致します。成果報告書にですね、老人福祉費の中に、緊急時に対応すると同時に緊急通報システム電話を導入されたというふうにしてありますけれども、利用度と言いますか、効果と言いますか、そういったものをお知らせ願いたいと思います。

**住民福祉課長** ただいまの質問にお答え致します。現在、緊急通報システムについては、48基を設置しているところでございます。毎月、委託業者の方より、利用頻度の報告がまいります。その中で、老人さんですので、間違っって押したりとか、試しに押したりとかそういういったことがあります、それを押されているということは元気な証拠だというふうに理解をしておりますし、実際に具合が悪くなって、その通報によって救急車を呼んで入院をされたというケースも多々ございます。効果は非常にあっているものと理解は致しております。

**1 番 村 井** 75ページの衛生費。これは保健衛生総務費の中に、成果表でい

けば39ページ、成果表で見ていただければ分かりやすいんですけども、この献血の目標本数に対しての達成率というのが非常に減っているわけですね。前もちょっと献血に関して質問をしたことがあるんですけども、目標を掲げておられる、大体30本程度、毎年上げて決められているようなんですけれども、その目標を決められている根拠と、それに対して達成率が低いので、今後対応をどのように考えておられるのか、何か考えがございましたらお聞かせいただければと思います。

**健康推進課長** 成果報告書39ページの中程にあります献血の状況、この達成率の関係かと思えます。23年度、55.6%が200ml、400mlで73.1%という状況でございます。この目標本数につきましては、県の方で一括して人口割り等で計算をし、いわゆる県内での目標というのが定められておりますので、そこでの割り振りでございます。ここに記載の19年度以降、100%というのは、なかなか厳しい状況ではあります。近年、若者の献血離れというのが顕著であるようでございます。そこで、町内の献血につきましては、広報等でお知らせをするとともに、各企業等に出向いて実施を致しますので、その折には企業の近隣の地区には広報車によって広報活動をしているという状況でございます。19年度までは、高校生の献血も若干あったようでございます。それ以前には、もっと200mlが主流であった場合にはですね、相当の高校生が献血をしていただいたという状況もあります。23年度においても高校の方に依頼を致しましたが、日程的な関係で採血の時期がとれませんでした。22年度においてもですね、県の血液センターと一緒にあって高校生の献血推進についてもですね努力をしたいと考えております。ただ、400mlが入ってきた関係でですね、なかなか女性の方の採血の分が少なくなっているという状況もあるようであります。200mlにおいても55.6%ですので、なかなか達成率においては厳しいのかなという状況もあります。本町としては、広報等に力を入れて、なるべく達成率を向上させるように努力をしたいと考えております。

**6 番 毛 利** 5款、労働費についてお尋ねします。決算書の81ページです。雇用創出費、この中にですね、地域資源を活用した産業振興事業1,230万円余りありまして、これは観光協会にブライダルプランナーを雇用して、くじやく荘でブライダル事業を行うということなんでしょうけれども、昨年度の利

用成果といいますか、その実績といいますか、そういった部分を教えていただきたいのと、もう一点、ふるさと雇用再生特別基金事業とかですね、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、こういったものがあるんですけども、これ原則一年以上の雇用であるとか、半年未満の雇用であるという条件もある分なんですけど、ここで雇用された方々のその後といいますか、どうなっているのか、どうなっていくのかというところをお尋ねしたいと思います。

**産業振興課長** まず、ブライダルの実績でございますが、昨年、23年度はくじやく荘の方で3件のブライダル、結婚式がっております。24年が現在まで4件っております。この事業を始めてから23、24年度で7件の実績が上がっております。今もこの事業でですね、見合いといいますか、そういったことの事業をやっておられますし、問い合わせについてはあっているということで聞いております。

それから、ふるさと雇用再生特別交付金については、一年以上の、原則一年、その後も雇用をするということで、この事業を実施するわけですが、現在、確認している中ではですね、まず乳幼児預かりサービスもなんですけど、NPO法人が、ここで2人の保育士を雇用しているということなんですけど、2人とも継続をされております。次の、地域資源を活用した産業振興事業も観光協会に2名が引き続き雇用をされております。それから、高齢者生活支援事業、医療法人とNPO法人5人雇われておりますが、資格を取られて、5人とも継続して雇用されているという状況です。ただ、緊急雇用創出事業については、原則5ヶ月ということでございますので、今、その事業がなくなっております。雇用については、今はされていないということになっております。

**議 長** 次に、6款、農林水産業費から、7款、商工費までの質疑を行います。82ページから95ページまでです。

**1 3 番 森 田** 農業のことが良く分からんもんだからお聞きするんですが、83ページですね、農業費、農業委員会費の中の備考の3番目、農地制度実施円滑化事業費なんですね、これは成果報告書の49ページに詳しく案内してあるんですよ。いわゆる耕作放棄地ですね、今いろいろ問題になっている耕作放棄地についてですね、所有者に対して意向調査、利用調整、解消に向けた指導を行ったということで、ちょうど表がですね、交通信号みたいに黄色と緑と赤ということになって、緑は可能だと、黄色は耕作すれば可能だということ、赤は

全く利用できないということで、緑と黄色を合わせたらですね、まったく不可能な赤になるんですよ。指導を行ったということになっておりますが、わずか180万円ですから事業的にはできないと思うんですけど、このへんを詳しく説明をしていただけないでしょうか。

**産業振興課長** ご説明致します。この農地制度実施円滑化事業でですね、まず農地法が改正になりまして、毎年、農地の利用状況を調査しましょうということになっております。その利用状況の利用結果といいますか、それが緑、黄色、赤で判定されて、それぞれに区分されるということになります。先程、ここに書いてありますように、緑については、まだすぐ草刈りとかして耕作ができますよという土地ですね。黄色については、基盤整備等を行って農地に利用すべき土地という判断をして区分けをしております。赤については森林になっておりますので、これについてはそのまま森林で保全するというかたちになります。その後ですね、意向調査、利用調整ということで、その結果を受けて、緑、黄色の土地の所有者に対してですね、意向調査をどう解消しますか、またどうしたいですかというようなことでアンケート調査を行っております。その結果、回答が全て戻ってくるわけじゃありませんけど、この中で貸したいとか、売却したい、自分の手ではどうしようも解消ができませんよということで、解消したい、貸したいということでアンケートが帰ってきておりますので、農業委員会で把握をして斡旋、基本的には利用については認定農業者とか、そういったところのアンケートも行っていますね、そういった利用についてのアンケートをして、それをお互いにマッチングさせて解消を図っていくということの事務を行っております。以上です。

**3 番 福 田** 関連してですけど、その180万円の費用がどういったものの費用なのかということなんですね。そういう調査、指導にかかった経費なのか、土地を有効に赤から黄色、黄色から緑に変えていく費用に使われたものもあるのかお聞きしたいんですけど。

**産業振興課長** この事業については、主なものとして利用状況調査を各農業委員さんと実行組合長、各地区にいらっしゃいますけど、その方で調査をしていくわけですね。あと関係機関ということで農業委員会職員、県の職員、農協の職員等と合わせて、8月、今年もやっておりますけれども8月の頭にですね、約5日間かけて調査をしております。その時の農業委員さん、地元の実行組合長

さんの調査の報償費といいますか、その分の経費、それとですね去年からそういったことでやっております。その資料づくりと言いますか、準備、その後にそれを元に整理、今の農地の状況を整理しますので、それにかかる人件費、臨時を一人雇っておりますけど、その経費、それから車の借り上げ料とか、調査にかかる経費を支出をしております。以上です。

**6 番 毛 利** 水産業費でお聞きしたいんですけども、成果報告書の56ページ、①のですね(ウ)のところなんですけども、稚なまこの採苗事業ですね、60万円、だいたい毎年されているかと思うんですけど、前年度実績の43%程度であったということなんですけど、これは水揚げ高かなんかの基準が出て数字なのかということと、あとその続きのですね、漁場監視活動に対して17万円、これも毎年かなと思うんですけど、ちょっと噂なんですけど、この限界で密漁が、みたいなことを聞いたことがあるもんでですね、実際、この成果と言いますか、そういう被害と言いますか、そういう事案があるのかどうかお聞きしたいと思います。

**産業振興課長** この稚なまこの中間採苗なんですけど、稚なまこを天然採苗をして、それを地元を持ってきて大きくして放流するという事業なんですけど、これが近年、稚なまこを採取して持ってくるんですけど、なかなか水質の状況でですね、思った効果が現れていないというのが正直なところで、数も昨年に比べて43%の稚なまこが大きくなって放流するまでに至った数がこの数字となります。

それから密漁の件ですけど、大村湾内、大村湾周辺の市町村、警察等と一緒に大村湾海域漁業監視連絡協議会というのを組織しております。これは警察が事務局となっておりますが、特になまこの時期になるとですね、各警察も一緒になって、こういった密漁の発見と言いますか、発見と検挙、そういったことをやっているということで、実績についてはですね密漁については、地元の漁師が密漁をするという状況もあるというようなことでしたので、そこらへんはですね、一応、そういった指導を監視をしているという部分です。

**5 番 三 岳** 一点、お尋ねをしたいんですけど、実は、イノシシに対する取り組みというのがですね、51ページに記載をしてあるんですよ。その中でワイヤーメッシュとか電気柵とか、いろんな対策をやっておられるんですけど、例えばですよ、県内、県の取り組み、あるいは町独自のそういった取り組みというのを、これはもうやらないとですよ、いわゆる捕獲頭数も毎年増えているとい



う現状と、それにかかる相当の経費がかかっているわけですね。川棚は追い出しても波佐見に行ってしまうということもあるんでしょうけども、例えば、各地区ごとにワイヤーメッシュをされますよね。しかし、イノシシにとっては地区内、地区外関係ないんですね。ですから、ワイヤーメッシュをされていないところに行ってしまうと。じゃそちらの方で被害があるというかたちになっていくと思いますよね。そうしますと町全体で取り組みといいますか、全体的な取り組みをしないと、これは減っていかないんじゃないかなという気がしますので、そういった取り組みはされたのか、ここに記載されてありませんが、やられたのかどうかをお尋ねしたいと思います。

**産業振興課長** イノシシの対策なんですが、基本的にはワイヤーメッシュが一番効果的であろうということで判断をしております。それで国においてもですね、この事業を推進しているわけですが、そういうことで川棚町の各そういった地区にもですね説明会を開いて、今、資材費については全て国費でみるということで、設置費については地元といいますか、地域でみていただくということになっていますので、今がですね、実際、全部覆っていくチャンスなのかなということで考えています。ただ、どうしてもこれが地域全体で考えないといけなところですので、各農業者が受益者で一人いればいいというところなんです、そういったところで各地域で取り組んでいただきたいということで、推進はこれからもやっていこうということで考えております。

それと、単独でもですね、どうしてもやっぱりできないというところがある分については予算も立てておりますので、ワイヤーメッシュについてはですね。とにかくワイヤーメッシュと、その中の電気柵を合わせて農業被害を小さくしていこうということで考えております。去年からの実績なんですが、去年、同時期、今の時期230頭ぐらい獲れておりますけれども、今年度については約100頭ということで、今年については、イノシシの捕獲頭数、実際、中にはいるのかもしれませんが、捕獲頭数については半分程度、半分以下ということになっております。

**3 番 福 田** 担い手の確保、これは事業はどこになるのかな。農業振興費ですか。認定農業者が農家等の確保推進に努めて、23年度は新規が4人、再認定者が8人というふうに増えたということで、効果が増えたということで活動の効果があったんだろうと思うんですけど、実際、それまでの認定者の数ですね、

それから見てそのどういうふうな効果といたしますか、どういう活動が良かったのか、そういうふうな再認定をされた方々の理由というか、どういうふうな経過があつて認定者に戻られたのか、それと認定者の数を、あとどれぐらいにいたしますかね、町内でできるのか、また目標数があるのかどうかお聞きしたいと思います。

**産業振興課長** 認定農業者についてはですね、認定農業者の認定基準といたしますか、それが所得、農業所得が400万円以上ですね、家族全部で400万円以上ということなんですが、それは5年先の自分の農業経営の計画を立てて、それが認定されれば認定農業者ということになります。現在、ちょっと数ははっきり覚えていませんけれども、約50名の認定農業者がいらっしゃいます。今回、新規認定農業者4人ということで、認定をしたわけですが、これは強い農業づくり交付金事業ということで五反田にですね、アスパラのハウスを一昨年事業で取り組んでおります。その事業の参加者といたしますか、受益者が今回認定をされた。5年後の計画をもって認定をされたということになります。そういったことで、各事業を取り入れながら農家の所得向上といたしますか、そういった事業を行って、それが認定農業者につながっていくということになります。畜産についてもですね、認定農業者自体は減っているわけですが、その認定就農者とか、後継者とか、そういったことで実績が最近上がっておりますので、今後もそういった事業を取り入れた農業振興を図っていくということで考えております。以上です。

**3 番 福 田** 今後、そういう認定者の数がどれぐらい予想されているのか、されていないのかですね。

**産業振興課長** この数字につきましては、実際、うちの農業振興の計画の中ではですね、65名、15名増やしていくということで計画の中では計画しているわけですがけれども、実際、この65名を達成するためにはですね、今後、農地の流動化とか、そういったところ、各事業の取り組みとか、そういったことを積極的にしないとなかなか難しい、実際のところちょっと厳しい数字なのかなということで考えております。ですから50を減らさないように増やしていきたいということで考えております。以上です。

**議 長** 次に、8款、土木費から、9款、消防費までの質疑を行います。94ページから109ページまでです。

**1 2 番田口** 105ページですけれども、住宅管理費の繰越で399万円が長寿命化の計画の策定を委託したということだったと思いますが、どこの住宅について、そのような長寿命化というものをされるのか、それは長寿命化とはどういう内容なのか、何年の何年にするとか、長寿命化の内容をお聞きしたいと思います。

**建設課長** ただいまの質問にお答えをします。この長寿命化修繕計画でございますが、これにつきましては建物の長寿命化を図るということです。川棚町内7団地の町営住宅がございます。特に、古いといえますか、そういうところが中組、若草、旭ヶ丘、ここについては昭和50年代前後に建っておりますので、こういうところの建物の構造とか、そういうものの中で手を入れないといけないというようなものを、この事業で行うわけですが、目標としましては今10年程度の期間の中で計画をしております。これは県の住宅関係再生の計画書の中で取り上げていくということになっておりますので、それに合わせながら川棚町の住宅の山道団地とか、若草とか、旭ヶ丘については長寿命化を図っていききたいと、これについては屋根とか、そういう防水工事も必要になってこようかと思いますが、そういう諸々の手を加えて長く持たせていききたいという考え方でおります。以上です。

**1 2 番田口** 考え方を聞きたいんですが、23年度もその住宅管理費として588万円というふうな金額があり、さらに90万4千円という金額があり、今の399万円という金額がある。要するに住宅に手を加えたのが1千万円近く23年度ではあるということになりますね。そして長寿命化のために手を加えていくとすれば、今後も毎年いくらかのコストをかけていくということであろうと思いますが、一方、最初の歳入のところで見ますとですね、住宅の使用料が7,300万円という収入になっていきますよね、23年度はですね。したがって、23年度に1千万円の支出をしてもですね、23年度のプラスマイナスで言えば6千万円余りが収入としてはプラスになっているんじゃないかと思われませんか。そうすると、今後も大体そんな感じの収入だとすれば、6千万円だから30年もすれば20億円ぐらいの収入ぐらいになるんじゃないかと、結局ですね20億円ぐらいはですね、どのぐらい元をとっているのだろうかとか、仮にですね、建設の時に起債をしたとすれば、その起債に対して何か交付税措置があっているのかもしれないし、だからその30年とか建物の耐用

年数の30年か50年か知らないけども、そういうスパンで見て、プラスなのかあるいはマイナスなのか、あまり大幅にマイナスにはなっていないのじゃないかなという気もするんですけども、そこらへんの住宅経営というか、民間でもアパート経営をしよるわけですからね、住宅の経営という観点から見てどんな感じなんでしょう。家賃は1万円、2万円とかなり安いので、いくらかは一般財源をつぎ込んでいるということにはなるんでしょうけども、長い意味で住宅経営の収支というのはどんなもんなんでしょう。どんなふうに考えればいいんでしょうか。

**建設課長** 経営的なものでの話をされたかと思いますが、この住宅の収入に関してましては、全部が収入として計上されるわけですが、その一部はですね、住宅を建設したときの起債の償還等にも充てられます。あと、この町営住宅費では1千万円程度の費用を上げておりますが、先程ちょっと言われました住宅管理費の580万円程度ですね、これについてはですね、設備ですね、中の設備等にかかる費用が結構多くございます。それと、住宅の管理ですね、管理委託、3階建てであったらエレベーターが付いております。そういうもの、あるいは植栽的な管理等もします。それとか、樹木等の伐採とか、そういうものもしますので、この500万円程度の半分以上は、既存の設備といいますか、内面的なものといいますかね、建物全体のことではなくて使っております。それともう一つは、先程ちょっと言われましたけど、この修繕計画で、今年24年度の予算で山道団地の社会資本整備交付金、補助事業ですが、これで対応するようにも考えております。

もう一つは、経営的なものでいきますと、家賃等の計算は経過年数で徐々に下がっていくようになります。それがどの時期に下がっていくかというのは、今ちょっとはつきりは言えませんが、そういうものもございまして、このとおりの金額で今後ずっと増えていくかというのは、ちょっと厳しい状況かなと思っております。建て替えとかそういうものによって、また新たにした場合には金額的には変動するかもしれませんが、そこら付近で回答に替えさせていただきたいと思っております。

**1 2 番田口** 考え方を言ったんですけど、今、1千万円と言われましたけれど、確かにそうじゃないかなと思います。例えば、8戸建てとかですね、そういった町営住宅を発注して、おそらく工事の請負金額は8千万円ぐらいだと思うん

ですよ。最近、すごく安くて諫早市の市営の西部団地なんか1戸当たりで割れば800万円ぐらいの金額でですねやっていたように思うんです。だから、おそらく1戸当たりを1千万円だとするとですね、3万円の家賃で年間30万円でしょ。30年で1千万円になるわけですよ。だから、3万円の家賃でも元を取ってるんじゃないかなという感じがするわけですよ。もう少し長い目で住宅経営という格好で見てですね、そして一昨日議論があっていたように、東部地区にも町営住宅をとあっていたように、そんなに町が手出しして造るものじゃなくて、家賃で回収するんだと思えばですね、いろんなところに造っていいんじゃないかと思うので、少しそういう長い目で経営的な面からの検討をしていただければと思います。そういう意見です。

**議 長** 質疑にしてください。

**1 2 番 田 口** そう思いませんか。

**建 設 課 長** 今のことについてはですね、経営的なものも含めての話でございましたので、今後、検討させていただくということでご返答で終わらせていただきたいと思います。

**6 番 毛 利** 成果報告書の66ページ、河川海岸費の中の(カ)というところなんですけど、昨年5月に砕石場において災害が発生し公害防止協定書に基づく改善命令を行ったということなんですけど、この公害防止協定書に基づく改善命令というのはどういったものかお尋ねします。

**ダム対策室長** 私の方から説明致します。これは平成23年5月31日の夜の1時半ぐらいに発生を致しましたけれども、幸いにして人的なものはありませんでしたけれども、砕石場と町と、それから地元が立会人ということで、砕石関係についての公害防止協定を結んでおります。それに基づいての改善命令を出したということでございます。以上です。

**6 番 毛 利** もうちょっと詳しくお聞きしたいんですけども、災害の内容とですね、その改善命令の内容というのをお聞きしたいんですけど。

**ダム対策室長** 状況でございますけれども、砕石場のところに組合山の沈澱池がありますけれども、これが約3万m<sup>3</sup>ほど溜まるような沈澱池でございます。この上流部分に約45mぐらい上の方に、二社ある砕石業のうちの一社が、仮置き土砂を盛っておったということでございます。それが一週間ぐらい前の雨によって、仮置き土砂の水分を含んでおったため、その後、晴れたためにで

すね、仮置き土砂のところにひび割れが生じ、そこに雨が浸透して、約9,000 m<sup>3</sup>ぐらいの土砂が滑り落ちたというような状況でございます。その滑り落ちたところに組合の沈澱池があったわけですけれども、ここにいきなり流れてきたために、その水が波動というですかね、衝撃的なことを受けて、沈澱池の周りの土砂を洗い流したというですかね、県道、それから河川まで流したというような状況でございます。これにつきましては、対策と致しましてはですね、状況的にはそこに置かれておった車両等ですね、工場内の車両等が一部県道まで押し流された状態でございます。それから県道にも一部土砂が流れ込んだというような状況でございます。改善命令につきましては、すぐ業者の方が県道等の土砂撤去ならびに車両等については片付けをされておりますけれども、うちの方の指導と致しましては、満水状態の沈澱池、この水を早急に水位を下げてくださいというようなことの指導ですね。それから上部に盛り土をされておりましたけれども、これの早急な撤去、それから今後、このようなことが起きないように、砕石技術指導基準を遵守をするというふうなことで改善命令を行っております。以上です。

**1 3 番 森 田** 議長、休憩をお願いします。

**議 長** ここで、しばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**4 番 堀 田** 成果報告書の72ページ、決算書の107ページの施設維持補修費ですね。防災無線のことですけど、これに107万8千円かかって維持修理をしておられるようでございますけれど、昨日のジェイアートの全国一斉放送あたりであったときに、川棚町が一回目の通信がなかったというふうに聞いております。そういうあれで、何が不備があったのかですね、そのへんをお聞きしたいと思います。

**議 長** あった原因が今の段階で分かるなら答えていいですけど、昨日の決算の対してのことになってくるから、少し違うかなと思います。また別の段階で質問をして下さい。

**建 設 課 長** 私の方から、先程、田口議員から質問がありました中で、公営住

宅の収入に対する公債費の関係を言いましたけれども、これについては成果報告書の82ページにですね、普通債がございますが、その課のところには公営住宅の起債額、あるいは借入残高ですね、それと償還額等が載っております。これでいきますと、8千万円、9千万円弱だったと思うんですが、ちょっと一財をこの中にはまだ入れておるという状態で返済をしているということになります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、10款、教育費から財産に関する調書までの質疑を行います。108ページから139ページまでです。

**5 番 三 岳** 教育費の中でですね、心の教室相談にかかる費用が上がっております。直接決算とは関係ないかもしれませんが、今、全国的にいじめの問題が大きく取り上げられておりますよね、そういった中で、いじめの件数とか、不登校の児童生徒達の、そういった件数等をですね、前はですね、そういった調査研究事業というのがあったと思うんですが、最近はないのか、ないと思っておりますが、このことについてはですね、産建文教委員会の中で、どなたか聞いていただければ結構ですので答弁はおりません。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産建の方よかですか。

**3 番 福 田** 成果報告書の76ページの一番上に、郷土史料館を開館して293人が利用されているということですが、この主な利用者は小学生の社会学習かなんかではないかなと思うんですが、どんなでしょうか。

**教 育 次 長** この利用者について、ちょっと今、正確な数字はもってきておりませんが、各学校の校外学習でですね、必ず来るのが大体この半分ぐらいは、それを占めていると思います。あとは文化祭の時のですね、3日間開放しますのその時の利用者、それからあとは随時ですね見えておりますので、今の一定の割合で来館者があっておると思っておりますけど。

**3 番 福 田** あそこの道路側の方は何かの会議にも使われているというふうなことを聞いているんですけど、そこは人数としては入っていないんでしょうか。

**教 育 次 長** 郷土史料館はですね、会議に開放しておりませんので、そういっ

た数に入れておりません。ただ、以前から団体事務室としてですね、何団体か利用されておりますので、その方々が入り出るといふことで人数にはあけておりません。

**3 番 福 田** 成果表の47ページと教育費の76ページですか、ここで勤労青少年ホームと公民館の方ですね、利用者数があつて、公会堂が1万2千人ぐらいといふことで、合計から公会堂の分だけ引きますと、合計すると約5万人になるんだと思ふんですよね。その5万人の利用者と史料館の293人、それを考えた場合、効率からしてですね、明るい史料館、それをもっと有効利用する、それが多くの人の利用者のためには良いんじゃないかなと思ふので、研究をするべきじゃないかなと思ひますが、教育委員会としてはどのように判断といひますかね、この利用者数をみておられるのかですね。それで、以前されたのかどうか分かりませんが、私とか他の委員さんもだつたらうと思ふんですけれど、いろんな機会に図書室の移転とか、あるいは子育てとか保育、保健センターですか、そういうふうな利用もあるんじゃないかなといふ話も出ておりましたので、そういった検討がされたのかどうか。

**教 育 長** 郷土史料館につきまして、一番の課題は耐震化ができていないというのが一番の課題でございまして、したがひましてあそこをいろんなことに活用したいという思ひはありますが、そこがなかなかできないという現状ではございまして。

**議 長** 検討したかどうかは良いですか。

**教 育 次 長** 郷土史料館につきましては特殊な場所ではございまして、普通部屋を借りる分とは違ひますのでですね、公民館に来た人が必ずそこに行くといふわけでもありませんし、先程申しましたように学校の子供も達が利用したり、何か勉強したいといふ方が来ますのでですね、この利用者については公民館、それから公会堂、そして勤労ホームの利用者がそのまま全部利用するといふことではありませぬので、こういった数字になつていふことではございまして。

**1 3 番 森 田** 教育委員会の方に奨学金のことで聞いて良いですか。度々私はいふんですけれども、奨学金制度はですね町の奨学金制度と西畑奨学金と両方あります。それでね、ここに例えば申込者はありませんでしたとか書いてある。実績がですね、誠に少ないんですよね。特に西畑奨学金なんか4千万円の財源があるんですよ。そしてあの、ご当局に聞きましたら償還事項もあんまりない



というふうに過去聞いております。例えばですね、選考基準が非常に厳しいと、私いつも言っておるんですよね、厳しいために申込者が少ないんじゃないかと、それぞれ基準があるから仕方ないと言えば仕方ないんですが、要するにこういう時代ですからもっと有効に使ってあげたらどうかなという、度々私は言っておるんですけどどうでしょうか。ちょっと少ないというのはもったいないんですよね。せっかく何千万という資金があるのにですね利用されないということで、厳しい条件があることは私も承知しておるんですが、そこらへんどうでしょうか。

**教育次長** 私の方からお答えしますが、基準についてですね、特に川棚町は厳しくしているというわけではありませんで、まず基準となるのが、上の学校に行って勉強したいけれども、家計が苦しくてこういったのを利用したいという方にですね、申し込みをしてもらっているわけですが、最近、減った理由としてですね、一つは高校の無償化とかあってますので、その分があって家庭の中ですね、例えば大学に行くにしても割と余裕が出てきて、この奨学金まで借りなくてもいいという現状ではないのかというふうに判断をしておりますけれども。

**1 3 番 森田** よく分かった上で聞いておるんですがね、ある程度のリスクはね、ある程度はリスクというのが、どこまでのリスクを覚悟するか分かりませんがね、このいろいろ選考基準がありますよね。それで漏れる人もややあるから申し込みはしないのか、噂が噂を生んでですね、そういう意味で貸し倒れがあっちやいかんとは思いますが、できるだけ緩和していただけたらどうかなと思うのが私の願いなんですが、やっぱり今までどおりの基準でいくということで実績は全然伴わないで、財源は浮いたままということになっていきますがどうでしょうか。

**教育次長** ここ最近、申し込みに来られて対応したというふうな、まあ申込者が少ないからなんですけど、やはり先程言いましたように、ある程度の基準を持っていないとですね、誰でもかれでもとなったときにはちょっといけませんので、ある程度学力がある方とかですね、それから収入がこれ以下の方とかっていうのはありますけど、そこらへんを崩すというところまでは考えておりません。

**議 長** これで平成23年度川棚町一般会計決算に対する質疑を終わります

す。

**議 長** 次に、平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算に対する質疑を行います。142ページから177ページまでです。

**14番久保田** 一般会計の時もお尋ねしたんですけれども、この国保税に対してもですね、その地方税回収機構にどれだけ何件上げられて、金額は何件で大体どのぐらいの回収があっているのかお尋ねします。

**健康推進課長** 国民健康保険税につきましても、同じ町税の一環として税務課で所管をしております収納対策係の方で、いわゆる滞納関係については税と一緒にの考えで実施をしていただいているところでございます。地方税回収機構の方に移行するということになりますと税務課の方で所管をするように致しております。国民健康保険を担当しております方としては資料は持ち合わせておりません。以上でございます。

**税 務 課 長** 先程述べました実績の中に国保税も含まれております。以上です。

**14番久保田** 161ページです。ここで医療費適正化特別対策事業費というので200万円ちょっとが上がっております。重複していないのかとか、多重の診察を受けていないかということで年5回と、ジェネリックのことに對して年2回出しているとおっしゃっていましたが、それでどのぐらいのですね改善がみられたのか、これによってどのぐらいの改善がみられたのかお尋ねします。

**健康推進課長** 医療費適正化特別対策事業というところの医療費通知、いわゆるあなた方、いわゆる被保険者の方々に、あなたは何月に何回かかりました、これは本当にお支払いされていますかどうか、受診されていますかどうかという関係の分が医療費通知でございます。それとジェネリック、いわゆる後発医薬品でございますが、この分を使用しますと一薬品について何円、何十円の本人さんの費用も減ります。町で支払っております医療費についても減額できますということでお知らせをしております。医療費通知については5回、ジェネリックについては2回でございます。ただし、この分の集計となりますと膨大な数になります。国民健康保険団体連合会の方で集計をしておると思いますが、通知をした分については、今までの分でこれだけかかっております。その分を減額した場合にはこうなりますということで、そのかかったときの分に対しての減額がいくら減額になるかというのは当然出てまいりません。最終的には一

年間を通じていくらか減額なれば良いのかなというところだけでございます。ですから統計的にいくらが減額になったというのは明確には分からないという状況でございます。以上です。

**1 4 番久保田** 169ページの特定検診のところなんですけどね、成果報告書で見て106ページは、前年度に対して何パーセントが受診していますよということを書いてあると思います。実質、23年度の、いよいよ24年度、迫ってまいりましたが、23年度が実質何パーセントがそれぞれ受診されたのか。ここには前年度と比較して書いてあるようですので、今年度23年度分だけの評価を教えてください。

**健康推進課長** 特定検診の受診率でございますが、まだ確定というところまではいっておりません。年度中に受診をされた方が、その途中で転出をされたりしますと、その分は受診率に入っていないようになります。今まだ確定数値というのは、まだ来ていないかと思いますが、28.3%か4%程度ということで承知は致しております。以上でございます。

**議 長** これで平成23年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算に対する質疑を終わります。

**議 長** 次に、平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算に対する質疑を行います。180ページから195ページまでです。

「なし」の声あり

**議 長** これで平成23年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算に対する質疑を終わります。

**議 長** 次に、平成23年度川棚町介護保険事業特別会計決算に対する質疑を行います。198ページから227ページまでです。

「なし」の声あり

**議 長** これで平成23年度川棚町介護保険事業特別会計決算についての

質疑を終わります。

**議 長** 次に、平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計決算に対する質疑を行います。230ページから251ページまでです。

「なし」の声あり

**議 長** これで平成23年度川棚町公共下水道事業特別会計決算に対する質疑を終わります。

**議 長** 次に、平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計決算に対する質疑を行います。254ページから271ページまでです。

「なし」の声あり

**議 長** これで平成23年度川棚町簡易水道事業特別会計決算に対する質疑を終わります。

**議 長** 次に、平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算に対する質疑を行います。これは別冊であります。

**1 2 番 田 口** 決算の認定を求められているんですけども、この書類ありますが、これ全部が決算なんですか。1ページ、2ページ及び3ページ、4ページが決算報告書って書いてあるんで、ここまでかなと。あと損益計算書や貸借対照表は参考資料じゃないか、それで剰余金処分計算書という、先程の8ページは剰余金の処分ということで議決が求められているということだろうと思うんですが、他の部分は参考資料と理解して良いのでしょうか。

**水 道 課 長** 別冊の決算書を一枚めくってもらって、目次のところを見て頂きたいと思います。決算書類としては1から5まで、最終的には剰余金計算書までですね、それまでが決算書であります。そのあと、附属書類として1から4まで事業報告書から企業債明細書までは附属書類となっていますので、そのようにご理解いただきたいと思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これで平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算に対する質疑を終わります。

認定第1号「平成23年度川棚町一般会計決算認定について」から議案第41号「平成23年度川棚町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までは、特別委員会で審査を行っていただき、本定例会の最終日までに審査報告のご提出をお願い致します。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これで、本日の日程は全部終了致しましたので会議を閉じます。ご起立願います。お疲れ様でした。